

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

促進区域として設定する区域は、令和5年7月1日現在における三重県全域の29市町（津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町）の行政区域とし、その面積は概ね577,448haである。

促進区域は、自然公園法に規定する伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園をはじめ、鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園、水郷県立自然公園、伊勢の海県立自然公園、赤目一志峡県立自然公園、香肌峡県立自然公園、奥伊勢宮川峡県立自然公園の全部又は一部区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、三重県環境保全条例に基づく三重県自然環境保全地域及び三重県希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ）、その他環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等）を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、促進区域内には、四日市港港湾計画、津松阪港港湾計画、尾鷲港港湾計画で定める区域を含むものであるため、同計画と整合を図るものである。

これらの区域において予定される地域経済牽引事業の承認については、関係省庁、県、市町の関係部局及び四日市港管理組合と調整のうえ、十分に配慮して行う。

なお、本県内では、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は指定されていない。

促進区域（「別紙1」参照）

三重県の自然公園図（「別紙2」参照）

三重県の鳥獣保護区（「別紙3」参照）

三重県希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ）（「別紙4」参照）

（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件、歴史・文化

本県は、中部圏、関西圏の両大都市圏の中間に位置し、南北約170km、東西約80kmと南北に長く、海・川・山が織り成す地形の変化に富んだ多彩な県土、豊かな自然の恵みを有している。

古くから東西文化の交わるところに位置し、江戸時代には「おかげ参り」などで全国から伊勢に人が集まってくること、人、モノ、情報、文化等の交流の場が形成された。異なる文化や優れた知見を積極的に取り入れることで、産業の複合効果を含む新しい価値が生じるとともに、地域ごとに特徴のある産業が成長するなど、

多様性に満ちた地域である。

また、平成 28 年 5 月には、本県に新たな歴史を刻むこととなった G 7 伊勢志摩サミットが開催され、素晴らしい自然環境、豊かな食、歴史・伝統文化、先端産業などの多くの魅力が国内外に広く発信されたところである。特に、伊勢志摩における「常若（とこわか）」「自然との共生」等の文化は、現在世界で課題となっている「持続可能な開発目標」に先駆けて、行動してきたことを示している。

② 産業の状況

本県の製造品出荷額等は全国でも上位（9 位、県内人口あたり 1 位）（令和 3 年経済センサス）にあり、国内有数の製造業の集積地である。自動車、電子部品、石油化学などが主要な産業分野であり、素材から部品加工、さらに最終製品を製造する企業まで幅広く立地している。また、四日市コンビナートを中心とする化学・素材・燃料製造業は、その製造プロセスにおいて大量の二酸化炭素を排出する。このため、カーボンニュートラルに係る議論・研究・取組みが多数始まっており、環境・エネルギー関連産業としても、今後成長が期待されるところである。

ほかにも、産業集積を活かした取組を行っている。平成 14 年 2 月、関連産業の創出・集積を目指す「みえメディカルバレー構想」を策定し、産学官の連携体制を構築したことにより、平成 24 年以降、医薬品及び医療・福祉関連産業の県内立地が増加した。さらに、平成 29 年には航空機関連産業の拠点工場が竣工するなど、新たな産業の集積も進んでいる。加えて、経済安全保障推進法に基づく特定重要物資に指定されている半導体産業については、誘致活動に留まらず、産学官連携体制を構築するネットワークを設立するなど、人材育成等にも取り組んでいる。

また、古代から「御食つ国（みけつくに）」として、朝廷に海産物を献上してきた歴史があり、現在も、地域の特徴ある農林水産物など、豊富な食材に恵まれている。

農業全体としては、全国的にみて中位の生産県である。伊勢平野から中山間地域にかけては米を中心として野菜・施設いちご・トマト、鈴鹿山麓地帯や南勢地域では茶、鈴鹿・津地域では花き花木、松阪地域ではきのこ類、南勢・東紀州地域ではかんきつ類の栽培が多い。また、松阪・伊賀地域では、ブランド牛である「松阪牛」「伊賀牛」をはじめとした肉用牛の飼養が盛んである。林業は、古くから持続的な森林づくりが行われ、人工林率が高く、県内各地にすぎ、ひのきの生産地があり、松阪市は、日本有数の木材集積地である。水産業は、あわび、伊勢えび、ふぐ類、ひじき、アオサノリなどの水産資源に恵まれているほか、まだい、かき類などの養殖が盛んに行われており、海面漁業・養殖業総生産量は、全国でも上位にある。これらの農林水産業や食品加工などの食関連産業も、本県の雇用を支える重要な産業であり、近年は国内外の百貨店、スーパーマーケット、コンビニチェーン等により、地元産品に着目した企画があり、「三重県フェア」等、複数地域の産品を組み合わせた企画も人気である。こうしたことも背景に、三重県内の食関連事業者の知見を集め連携を図る「みえフードイノベーション・ネットワーク」を設立し、新たな商品やサービスの開発を促進している。

さらに、本県は、豊かな自然、美味しい食、いにしえより続く歴史・文化に恵ま

れ、これらを背景として、伊勢神宮、熊野古道、海女、忍者、真珠など豊富な観光資源が存在している。これらの観光資源を生かした観光関連産業（集客交流産業）は、中世から現在に至るまで、県内各地の雇用・経済を支えている。

加えて、県内には、三重大学及び高等専門学校（鈴鹿工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、近畿大学工業高等専門学校）が立地しており、優秀なＩｏＴ関連人材を多数輩出している。

③ 交通インフラの整備状況

本県は、中部圏、関西圏の両大都市圏の中間に位置し、古くは東海道等の街道、近代以降は鉄道・道路網の発達により両大都市圏の結節点となっている。さらに、新たな大動脈となる新名神高速道路、東海環状自動車道の整備が進むとともに、高規格道路の整備により県内各地域が南北及び東西に結ばれ、県庁所在地である津市から１時間程度で県内各地域にアクセスが可能となっている。

また、海路については国際拠点港湾に指定されている四日市港及び隣接する名古屋港、空路については中部国際空港に、県内から陸路によるアクセスが良好であることから、全国及び海外への搬入出にも優れた地域である。さらに、関西圏内の高速道路や東海環状自動車道の整備により、本県から、大阪港・神戸港・関西国際空港、日本海側の敦賀港等への物流もさらに容易となると期待される。

④ 人口分布の状況等

三重県月別人口調査結果によれば、令和４年１０月１日現在の本県の人口は１７４万２,７０３人となり、平成２９年と比較すると５万６,１８３人の減少（増減率▲３.１％）となった。年齢３区分別人口の構成割合は、１５歳未満人口１１.９％（２０万１,９１６人）、１５～６４歳人口５７.４％（９７万８,２９９人）、６５歳以上人口３０.７％（５２万２,４４９人）となっており、平成２９年と比較すると、１５歳未満及び１５～６４歳人口が減少し、６５歳以上人口が増加している。

社会増減については、「三重県人口減少対策方針」によると、近年は毎年４千人前後の転出超過となっており、転出超過数の約８割を１５～２９歳が占め、そのうち６割が女性である。特に令和４年では、女性の転出超過数のうち２０歳～２４歳の女性が半数を占めるとともに、当該年代の女性が男性の約２.５倍も多く転出しているなど、主に就職を契機とする女性の県外流出が大きな課題となっている。

２ 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（１）目指すべき地域の将来像の概略

本県の１５歳以上の就業者８４万８,８８０人のうち、製造業２０万４,８３０人（構成比２４.１％）が最も高く、次いで、卸売業、小売業１１万８,９１０人（同１４.０％）、医療、福祉１０万８,１９０人（同１２.７％）、建設業６万９１２人（同６.９％）、サービス業（他に分類されないもの）４万８,４９０人（同５.７％）と続いている。（令和２年国勢調査）

令和元年度県民経済計算結果においても、県内総生産（名目）８兆８６４億円のうち、製造業２兆９,１８２億円（構成比３６.１％）のシェアが最も高く、順に不動産業６,３７２億円（７.９％）、卸売・小売業６,２６４億円（７.７％）となっている。また、宿泊・飲食サービス

業も 1,698 億円 (2.1%) を占めている。(輸入品に課される税・関税、総資本形成に係る消費税は加味していない。)

このように産業大分類別に見ると、本県の経済活動及び雇用は製造業が牽引しており、製造品出荷額等は全国第 9 位 (10 兆 4,919 億円)、一人当たりの製造品出荷額等は全国第 1 位 (592 万 7 千円) である。(令和 3 年経済センサス)

特に、全国第 1 位の製造品出荷額等を誇る「電子部品・デバイス・電子回路製造業」をはじめ、同第 6 位の「輸送用機械器具製造業」、同第 9 位の「化学工業」は、本県の従業者数においても上位を占めるなど、基幹産業として地域経済を支えている。本県が強みを持つこれらの産業は、他の産業の基盤となる役割を果たすとともに、既存の技術を生かして他の産業の発展に貢献することが期待できる産業である。そこで、これらの産業の競争力の維持・強化を図りつつ、県内企業の有する強みが、半導体、航空宇宙、環境・エネルギー関連、ライフイノベーションなど成長が期待される先端産業分野において発揮されることを後押しし、国内のみならずグローバルな経済活動を促進することで、地域経済の成長につなげる。

また、地域に根ざした産業として「食」関連産業の存在感は大きい。コロナ禍を経た世界において、健康食として「日本の食」のイメージがさらに広がっており、また技術発展により、従来輸出できなかった製品(納豆、豆腐など)の輸出も増加している。また、世界の飲食料市場規模は、平成 27 年から令和 12 年まで 15 年間で、890 兆円から 1,360 兆円と約 1.5 倍に成長すると予測され、特に、高い経済成長が続くアジア市場の規模は、420 兆円から 800 兆円と約 1.9 倍に拡大すると予測されており(農林水産政策研究所)、「食」関連産業は成長産業として捉えることができる。三重県では、平成 27 年 7 月に策定(平成 29 年 3 月改定)した「みえ食の産業振興ビジョン」に基づき、第 1 次産業から第 3 次産業に至る多分野の産業が関わる「食関連産業」の付加価値を高めるとともに、三重の食の魅力を国内外に発信し、観光誘客や海外市場の獲得などを進める。

一方、県内経済において、卸売・小売業、宿泊業・飲食業等を含むサービス業の割合も上位にある。観光レクリエーション入込客数推計書・観光客実態調査報告書によると、コロナ禍前において、観光消費額が県内総生産額に占める割合は 6.3% であり、全国 10 位(平成 30 年)であることから、観光関連産業は重要な位置を占めているといえる。しかし、観光庁・宿泊旅行統計調査によると、平均宿泊日数は 1.20 泊(令和 3 年)で全国 43 位と低位であり、また外国人旅行者も、コロナ禍前でも 4.52%(令和元年)で全国 35 位と低位であることから、平均滞在日数の伸長やインバウンド需要の取り込みによる、成長の余地は大きいと考えられる。そのため、高品質な宿泊施設の誘致、観光関連事業者の経営革新に向けた取組の促進、環境整備等、観光関連産業の高付加価値化を進め、観光のさらなる産業化を図っていく必要がある。

ここまで、産業分類から見た県内産業の状況と各産業の振興方策を示したが、事業者の規模を踏まえた的確な振興方策も必要である。

令和 5 年版中小企業白書によれば、平成 28 年の本県全体の企業数(会社数+個人事業者数) 51,570 のうち、中小企業が 51,486 と全体の 99.8% を占めている。

県内事業所のほとんどは中小企業・小規模企業(個人事業者含む)であり、地域の雇用を支え、地域社会の持続的な形成や維持に寄与している。しかしながら、昨今のグロ

ーバル競争の激化や海外市場の変化による世界経済の構造変化、さらには国内の人口減少社会の到来による少子高齢化や地域の過疎化などの社会的課題が顕在化しており、本県の中小企業・小規模企業もこの大きな構造変化に対応していく必要がある。

三重県では、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を平成 26 年 4 月に施行し、県の責務、中小企業・小規模企業の努力及び市町、中小企業・小規模企業に関する団体等の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業振興に関する施策の基本となる事項を定めた。

本条例では、県内 5 地域における「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」の設置や、「三重県版経営向上計画」の認定、人材の育成及び確保、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進、事業承継への支援、販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進などを条文中に明記し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を定めている。

以上のような産業振興を進めることにより、県内産業全体に高い経済的波及効果をもたらし、雇用の創出や県内経済が好循環する状況を目指す。

（２）経済効果の目標

地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（関係省庁告示）においては、原則として、地域経済牽引事業による付加価値創出額を積み上げる方法により、目標値を定めることとなっている。

本県においても、上記方針を踏まえて、本県の経済規模・地域の特性に応じた目標を設定することとする。

1 件あたり平均 99 百万円（平成 29 年から令和 5 年 3 月までに認定した牽引事業計画における実績額の平均値。ただし、上下 10% を除外。）の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 66 件創出し、促進区域で 6,534 百万円の付加価値を創出し、計画終了後付加価値額が 15,345 百万円となることを目指す。

【経済的効果の目標】

目標	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	8,811 百万円	15,345 百万円	74.2%

※金額は百万円未満切り上げ

※現状値は、上記 1 件当たり平均 99 百万円に、報告済み件数 89 件（令和 5 年 9 月末時点）を乗じて算出

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観

点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 5,447 万円（本県の 1 事業所あたり平均付加価値額（令和 3 年経済センサスー活動調査））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 8.8% 増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 8.8% 増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 2% 増加すること
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 7% 増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（以下「重点促進区域」という。）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の区域とする。

① 松阪市西野工業団地

（松阪市西野工業団地の概況）

重点促進区域に指定する西野工業団地は、開発面積 91,254.42 m²の工業団地であり、7 区画のうち 5 区画が分譲済みである。

同団地は、伊勢自動車道松阪インターチェンジから約 3.5km に位置しており、近隣には航空関連企業が進出した大規模な工業団地が存在するなど、さらに企業の集積が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

松阪市西野町字岩穴 地内

開発面積：9.1ha 内、分譲区画：7 区画

〔平成 20 年 4 月から分譲開始〕

うち特例措置面積：9.1ha

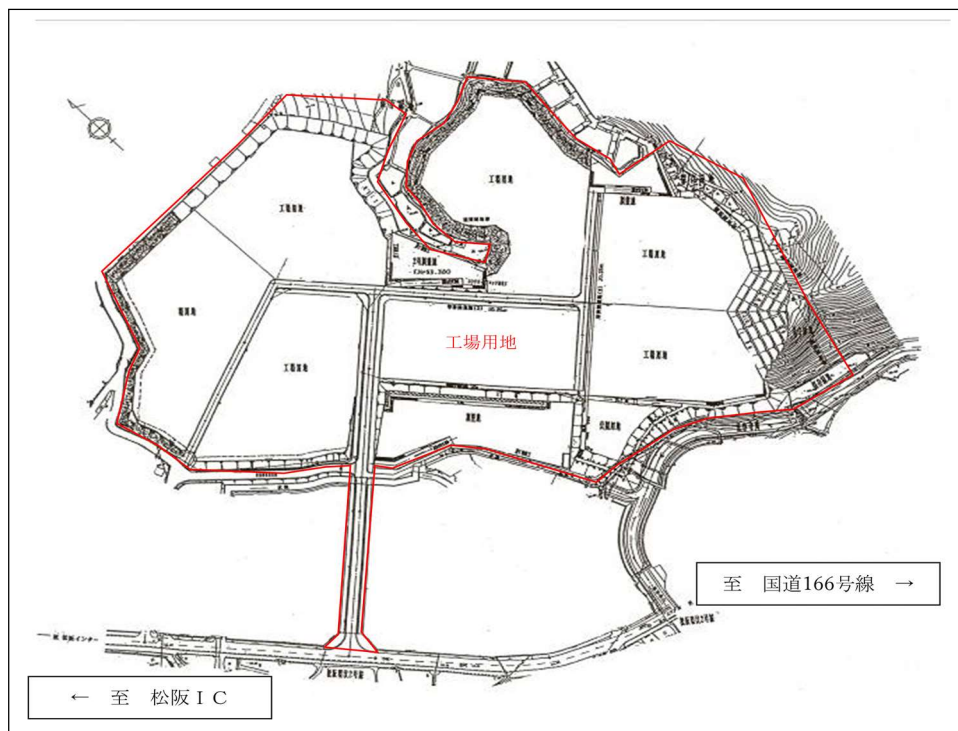
（関連計画における記載等）

西野工業団地は、都市計画区域内の市街化調整区域であるが、平成 10 年 8 月 24 日付けで都市計画法第 29 条に基づく開発許可を得ており、既に造成を終了している。

このため、土地利用の調整は不要である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



② 桑名市多度インダストリアルパーク

(多度インダストリアルパークの概況)

重点促進区域に指定する多度インダストリアルパークは、開発面積 236,309.83 m² の工業団地であり、7区画全てが分譲済みである。

同団地は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 5.0km に位置しており、近隣には大規模な工業団地群が存在するなど、さらに企業の投資促進が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

桑名市多度町御衣野字大杉、字奥ノ谷、字金ヶ谷、字東山、字山辺浦 地内

開発面積：23.6ha 内、分譲区画：7区画

〔平成 18 年 4 月から分譲開始〕

うち特例措置面積：23.6ha

(関連計画における記載等)

多度インダストリアルパークは、都市計画区域内の市街化区域であり、既に造成及び分譲を終了している。このため、土地利用の調整は不要である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



③ 桑名市多度開発団地

(多度開発団地の概況)

重点促進区域に指定する多度開発団地は、開発面積 29,480.90 m²の工業団地であり、2区画全てが分譲済である。

同団地は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 5.0km に位置しており、近隣には大規模な工業団地群が存在するなど、さらに企業の投資促進が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

桑名市多度町御衣野字奥ノ谷、字堺谷、多度町下野代字堅川原、字谷 地内

開発面積：2.9ha 内、分譲区画：2区画

〔平成 28 年 4 月から分譲開始〕

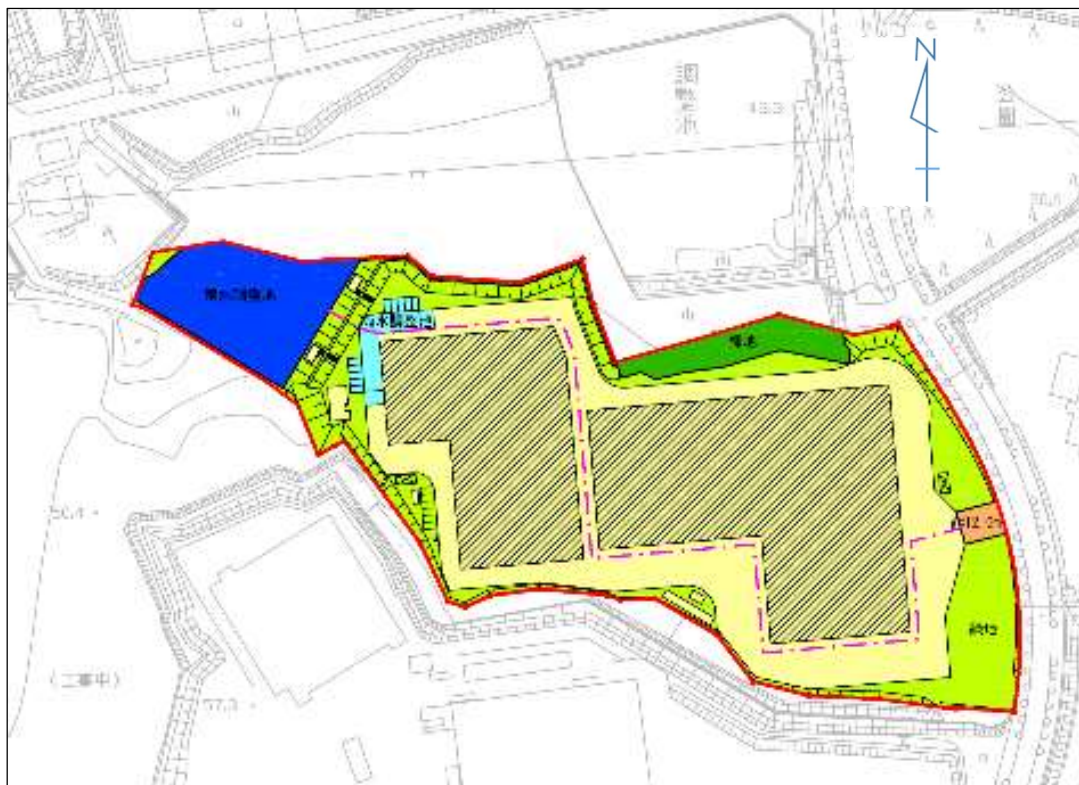
うち特例措置面積：2.9ha

(関連計画における記載等)

多度開発団地は、都市計画区域内の市街化調整区域であるが、平成 26 年 12 月 19 日付けで都市計画法第 29 条に基づく開発許可を得ており、既に造成を終了している。その後、令和 4 年 8 月 30 日付けで同法第 12 条の 5 による地区計画が都市計画決定されており、今後、同法第 42 条に基づく変更申請が行われる予定である。このため、土地利用の調整は不要である。(令和 5 年 9 月末現在)

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



④ 桑名市多度工業団地

(多度工業団地の概況)

重点促進区域に指定する多度工業団地は、開発面積 429,739.5 m²の工業団地であり、3区画全てが分譲済みである。

同団地は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 5.5km に位置しており、近隣には大規模な工業団地群が存在するなど、さらに企業の投資促進が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

桑名市多度町御衣野字青ヶ谷、字亥ノ谷、字田代、字天ノ子、字中尾、字袋谷、字山ノ奥、字六反丸 地内

開発面積：42.9ha 内、分譲区画：3区画

〔昭和 59 年 5 月から分譲開始〕

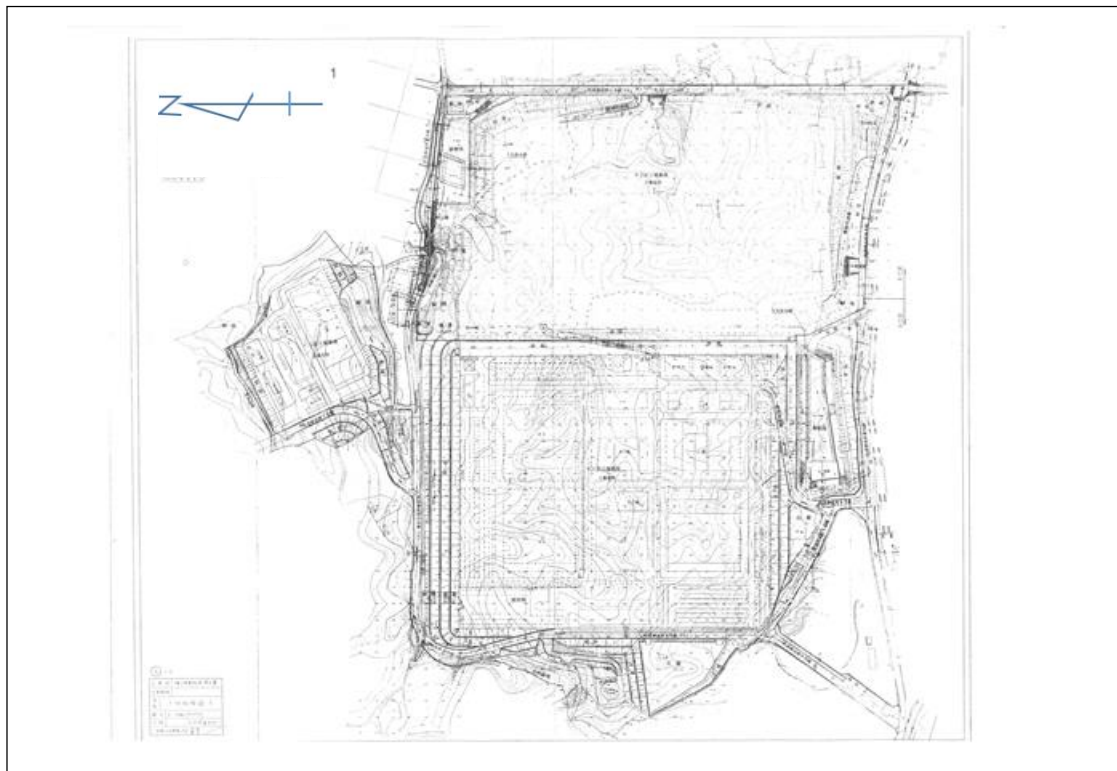
うち特例措置面積：42.9ha

(関連計画における記載等)

多度工業団地は、都市計画区域内の市街化区域であり、既に造成及び分譲を終了している。このため、土地利用の調整は不要である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



⑤ 桑名市多度第2工業団地

(多度第2工業団地の概況)

重点促進区域に指定する多度第2工業団地は、開発面積 263,503.94 m²の工業団地であり、10 区画全てが分譲済みである。

同団地は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 5.0km に位置しており、近隣には大規模な工業団地群が存在するなど、さらに企業の投資促進が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

桑名市多度町下野代字堅川原、字溜、字谷、多度町御衣野字奥ノ谷、字堺谷、字天ノ子 地内

開発面積：26.3ha 内、分譲区画：10 区画

〔平成 13 年 9 月から分譲開始〕

うち特例措置面積：26.3ha

(関連計画における記載等)

多度第2工業団地は、都市計画区域内の市街化区域であり、既に造成及び分譲を終了している。このため、土地利用の調整は不要である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



⑥ 桑名市テックベース桑名

(テックベース桑名の概況)

重点促進区域に指定するテックベース桑名は、開発面積 736,400.00 m²の工業団地であり、7区画全てが分譲済みである。

同団地は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約 7.5km に位置しており、近隣には大規模な工業団地群が存在するなど、さらに企業の投資促進が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

桑名市多度町猪飼字沢地、多度町北猪飼字沢地、多度町力尾字阿越、字石塚、字沢地、字南谷、字堀切 地内

開発面積：73.6ha 内、分譲区画：7区画

〔平成 23 年 6 月から分譲開始〕

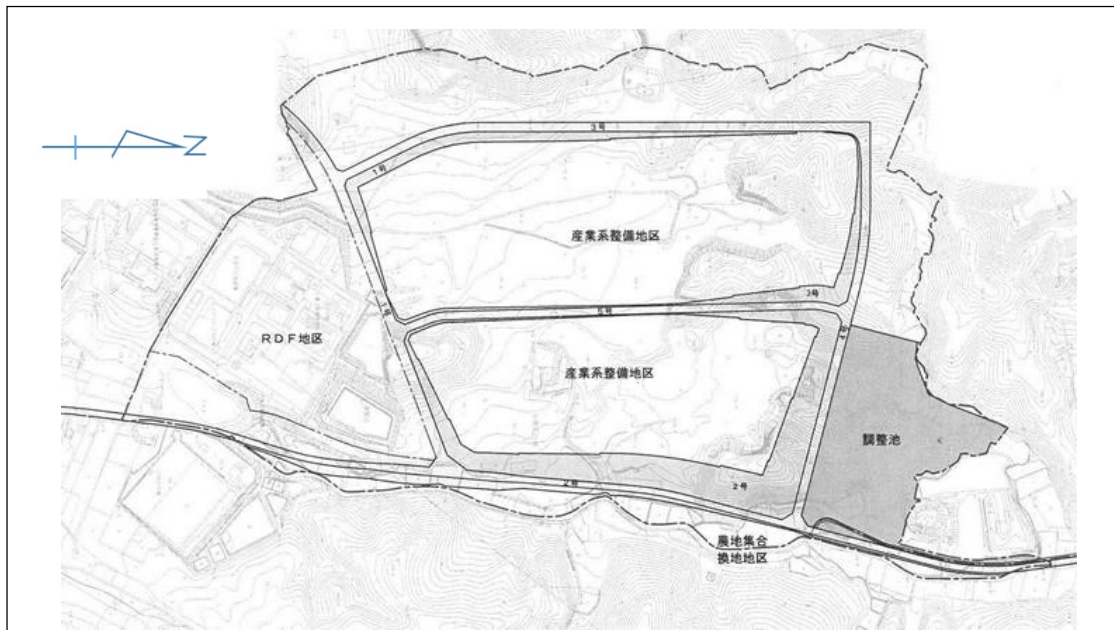
うち特例措置面積：73.6ha

(関連計画における記載等)

テックベース桑名は、都市計画区域内の市街化調整区域を一部含んでいたが、平成 31 年 2 月に市街化区域に編入しており、既に造成を終了している。このため、土地利用の調整は不要である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



⑦ いなべ市大安町鍋坂字下川原

(いなべ市大安町鍋坂字下川原の概況)

重点促進区域に指定する下川原地区は、線引きされていない都市計画区域内にある。

また、東海環状自動車道大安インターチェンジから約3.5kmに位置しアクセス性の向上も見込まれており、さらに企業の集積が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。加えて、産業用地を除いた部分の多くは農用地区域(4.1ha)であったことから、前計画(三重県基本計画)「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において土地利用の調整方針を記載し、土地利用調整計画を策定後、農地転用を完了しているところである。

なお、下川原地区を含むいなべ市内に、工場が立地可能な工業団地や遊休地はなく、企業の求める条件を満たした宅地は存在しない。

いなべ市大安町鍋坂字下川原 地内

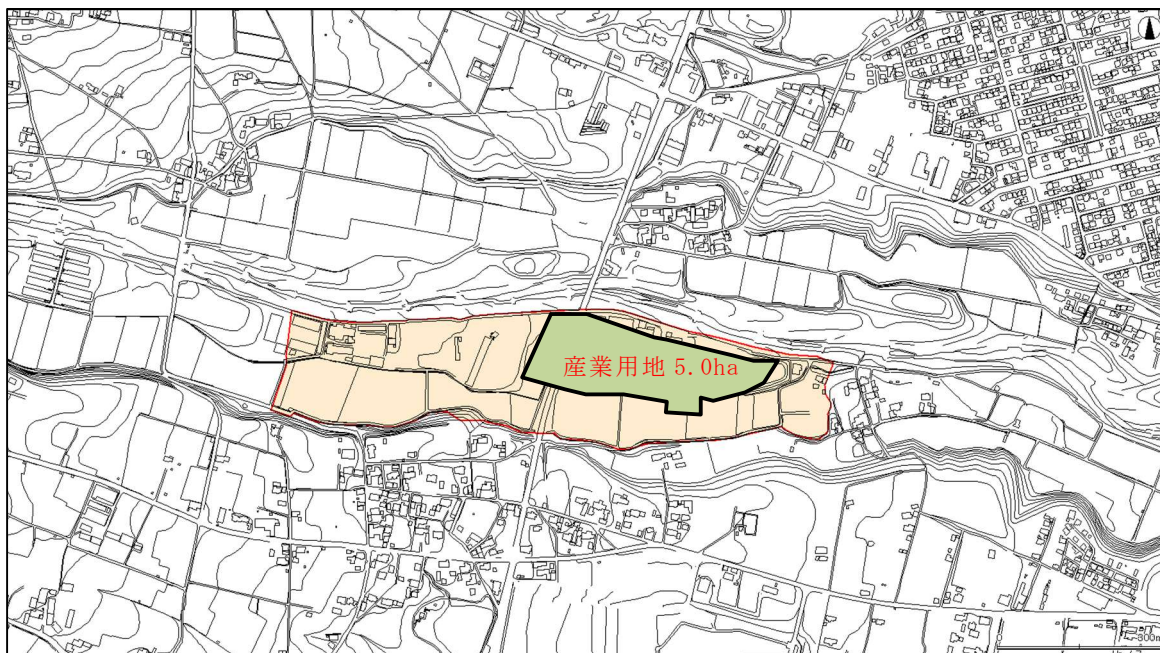
面積 17.7ha

(関連計画における記載等)

いなべ市都市計画マスタープランにおいて、現在企業が立地する地域及びその周辺は、工業系土地利用区域に位置づけられている。

また、いなべ市農業振興地域整備計画においては、土地利用に関して、「本市は、東海環状自動車道の整備等を契機として増加が予想される地域の振興上必要な様々な非農地的土地需要との調和を保ちつつ、優良農地の保全を基本とした適正な土地利用を推進する」と記載されている。

(地図)



⑧ 桑名市多度第三工業団地

(多度第三工業団地の概況)

重点促進区域に指定する多度第三工業団地は、開発面積 95,580.05 m²の工業団地であり、区画数は3区画であり、全てがすでに分譲済みである。

同団地は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約5.0kmに位置しており、近隣には大規模な工業団地群が存在するなど、さらに企業の投資促進が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

桑名市多度町御衣野字奥ノ谷、字堺谷、字田代 地内

開発面積：9.6ha 内、分譲区画：3区画

〔平成31年2月から分譲開始〕

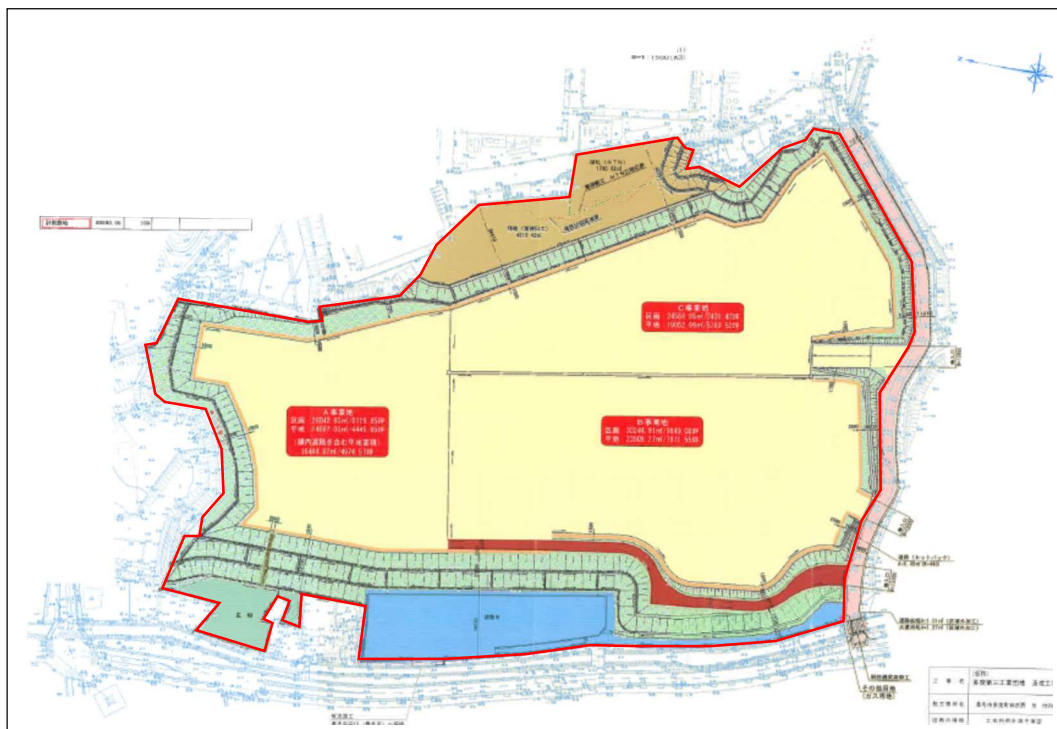
うち特例措置面積：9.6ha

(関連計画における記載等)

多度第三工業団地は、都市計画区域内の市街化調整区域であるが、平成31年2月1日付けで都市計画法第29条に基づく開発許可を得ており、既に造成を終了している。このため、土地利用の調整は不要である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



⑨ 桑名市多度町力尾東部工業団地

(多度町力尾東部工業団地の概況)

重点促進区域に指定する多度町力尾東部工業団地は、開発面積 181,689.27 m²の工業団地であり、区画数は4区画である。

同団地は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約6.0kmに位置しており、近隣には大規模な工業団地群が存在するなど、さらに企業の投資促進が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

桑名市多度町御衣野字山神堂、字新明谷、字神明谷、字中尾、多度町猪飼字沢地、多度町北猪飼字沢地、多度町力尾字八反田 地内

開発面積：18.2ha 内、分譲区画：4区画

〔令和2年1月から分譲開始〕

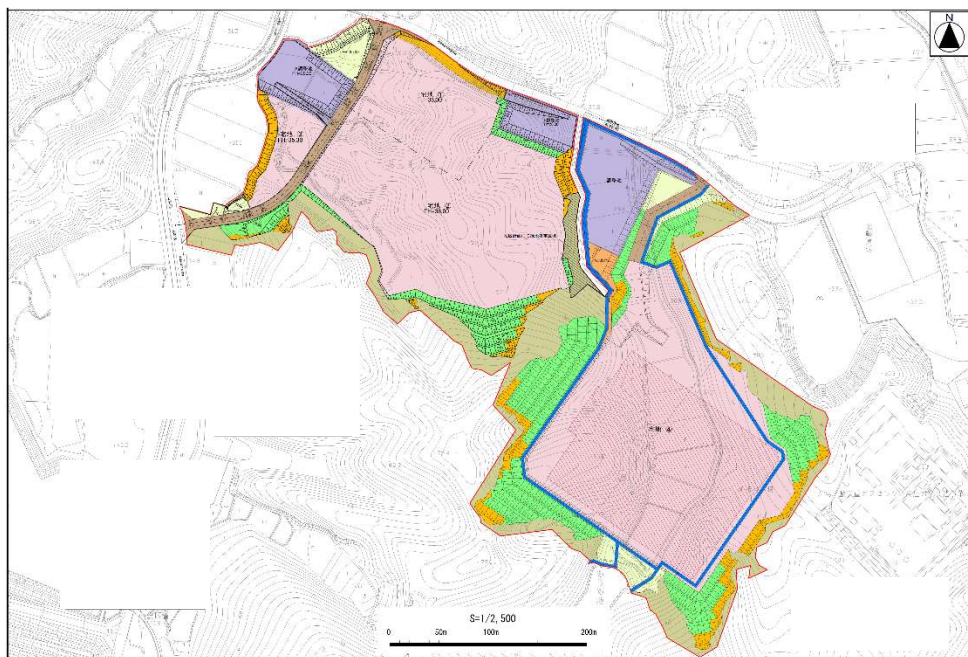
うち特例措置面積：18.2ha

(関連計画における記載等)

多度町力尾東部工業団地は、都市計画区域内の市街化調整区域であるが、令和元年12月2日付けで都市計画法第29条に基づく開発許可を得て、その後、令和5年4月28日付けで同法同条に基づく開発許可を得て本工業団地の区域拡張を行っており、令和5年9月末現在、4区画の内の3区画は既に造成及び分譲が終了し、残りの1区画は造成中である。このため、土地利用の調整は不要である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



⑩ 桑名市多度御衣野南部工業団地

(多度御衣野南部工業団地の概況)

重点促進区域に指定する多度御衣野南部工業団地は、開発面積 136,472.55 m²の工業団地であり、区画数は5区画である。

同団地は、東名阪自動車道桑名東インターチェンジから約7.0kmに位置しており、近隣には大規模な工業団地群が存在するなど、さらに企業の投資促進が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

桑名市多度町御衣野字三色谷、字山ノ奥、字大谷、字天ノ子 地内

開発面積：13.6ha 内、分譲区画：5区画

〔令和5年6月から分譲開始〕

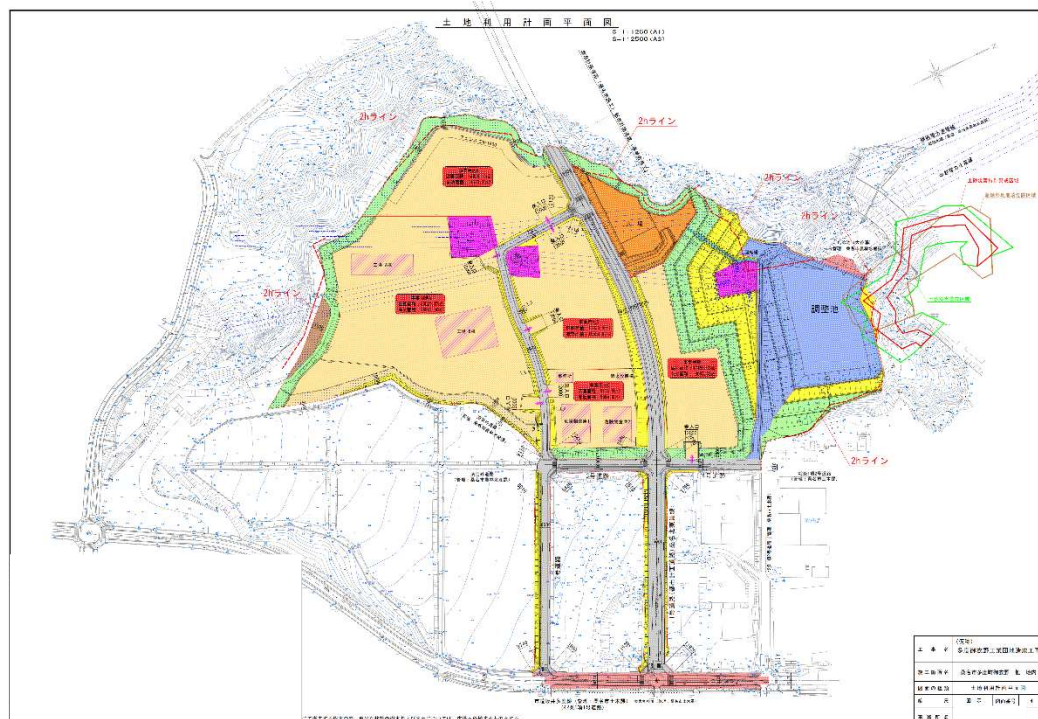
うち特例措置面積：13.6ha

(関連計画における記載等)

多度御衣野南部工業団地は、都市計画区域内の市街化調整区域であるが、令和5年6月27日付けで都市計画法第29条に基づく開発許可を得ており、令和5年9月末現在、造成中である。このため、土地利用の調整は不要である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は存在していない。

(地図)



(2) 区域設定の理由

① 松阪市西野工業団地

西野工業団地は、企業立地促進法に基づく工場立地法の特例措置を設けていることから、引き続き工場立地特例対象区域として設定する。

なお、本区域は造成済みの工業団地であり、工場適地調査において工場適地として登録している。

なお、工業団地内の遊休地は、次のとおりである。

- ・松阪市西野町字岩穴 2686 (6,068 m²)
- ・松阪市西野町字岩穴 2687 (5,602 m²)

② 桑名市多度インダストリアルパーク

多度インダストリアルパークは、近隣に大規模な工業団地群が存在し、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待されることから、工場立地特例対象区域として設定する。なお、工業団地内に遊休地は無い。

③ 桑名市多度開発団地

多度開発団地は、近隣に大規模な工業団地群が存在し、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待されることから、工場立地特例対象区域として設定する。なお、工業団地内に遊休地は無い。

④ 桑名市多度工業団地

多度工業団地は、近隣に大規模な工業団地群が存在し、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待されることから、工場立地特例対象区域として設定

する。なお、工業団地内に遊休地は無い。

⑤ 桑名市多度第2工業団地

多度第2工業団地は、近隣に大規模な工業団地群が存在し、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待されることから、工場立地特例対象区域として設定する。なお、工業団地内に遊休地は無い。

⑥ 桑名市テックベース桑名

テックベース桑名は、近隣に大規模な工業団地群が存在し、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待されることから、工場立地特例対象区域として設定する。なお、工業団地内に遊休地は無い。

⑦ いなべ市大安町鍋坂字下川原

いなべ市大安町鍋坂字下川原地区は農用地区域が含まれているが、既に、県内主要産業である自動車部品製造業の工場が立地している。

当地区は、南北方向に主要県道（四日市菰野大安線）が整備されており、また、東海環状自動車道大安インターチェンジまで3.5kmの距離にあるなど、交通アクセスに恵まれた地域である。

いなべ市内の造成済み工業団地は全て完売しており、また、宅地化された遊休地、及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。このため、当該地区において企業が求める面積の産業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域での産業系の土地利用を検討せざるを得ない状況である。

なお、当該用地については、農用地区域からの除外及び農地転用にあたり、地域未来投資促進法の特例措置の活用を行った区域である。

⑧ 桑名市多度第三工業団地

多度第三工業団地は、近隣に大規模な工業団地群が存在し、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待されることから、工場立地特例対象区域として設定する。なお、工業団地内に遊休地は無い。

桑名市内の造成済み工業団地は全て完売しており、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。また、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき造成された用地もない。

そのため、土地を有効活用する必要があるため、本工業団地を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

⑨ 桑名市多度町力尾東部工業団地

多度町力尾東部工業団地は、近隣に大規模な工業団地群が存在し、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待されることから、工場立地特例対象区域として設定する。なお、工業団地内に遊休地は無い。

桑名市内の造成済み工業団地の大半が売却済みであり、宅地化された遊休地及び

未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。また、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき造成された用地もない。

そのため、土地を有効活用する必要がある、本工業団地を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

⑩ 桑名市多度御衣野南部工業団地

多度御衣野南部工業団地は、近隣に大規模な工業団地群が存在し、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待されることから、工場立地特例対象区域として設定する。なお、工業団地内に遊休地は無い。

桑名市内の造成済み工業団地の大半が売却済みであり、宅地化された遊休地及び未造成の産業用地など工場が立地可能な未利用地はない。また、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき造成された用地もない。

そのため、土地を有効活用する必要がある、本工業団地を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

別表1のとおり

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 三重県の輸送用機械、電子・電機、石油・化学、生産用機械等の関連企業の集積を活用した成長ものづくり関連産業
- ② 三重県の特色ある農林水産物を活用した農林水産・地域商社
- ③ 三重県の「みえフードイノベーション・ネットワーク」などを構成する事業者等の知見を活用した食関連産業
- ④ 三重県の伊勢神宮や世界遺産の熊野古道、テーマパーク、伊勢志摩国立公園などの観光資源を活用した観光、文化関連産業
- ⑤ 三重県の四日市コンビナートを中心とする、化学・素材・燃料製造業の集積を活用した環境・エネルギー関連産業
- ⑥ 三重県のみえメディカルバレー構想のネットワーク等を活用したヘルスケア関連産業
- ⑦ 三重県内の優秀なIoT関連人材を活用し、DXの観点から、上記6類型の関連産業を支援する、スタートアップ企業等によるデジタル関連産業

(2) 選定の理由

- ① 三重県の輸送用機械、電子・電機、石油・化学、生産用機械等の関連企業の集積を活用した成長ものづくり関連産業

本県の製造品出荷額等は、全国第9位（10兆4,919億円）、一人当たりの製造品出荷額等は全国第1位である。（令和3年経済センサス）

全国第1位の製造品出荷額等を誇る「電子部品・デバイス・電子回路製造業」（県内産業別構成比16.3%）をはじめ、同第6位の「輸送用機械器具製造業」（同25.1%）、同第9位の「化学工業」（同11.8%）、同第10位の電気機械器具製造業（同6.4%）は、県全体の製造品出荷額の約60%を占めており、基幹産業として地域経済を支えている。これらの産業は相互に密接に関連しており、全県域に業種を超えた企業間取引が創出されている。

経済のグローバル化や人口減少・超高齢化という課題に直面する中、本県においても自律的で継続的な産業の創出が必要であり、県内基幹産業及び県外・国外の企業による新たな成長分野の投資やマザー工場化、研究開発施設などの高付加価値化につながる投資を促進することにより、県内の企業間取引の維持・発展を図っている。

また、県内には、四日市コンビナートを中心とする化学産業、ホンダ、トヨタ及びこれに連なる輸送用機械器具製造業、パナソニックなどの電気機械器具製造業、キオクシア、ユニテッド・セミコンダクター・ジャパンなどの電子部品・デバイス・電子回路製造業を中心とする加工組立産業と高度な基盤技術を有する中小企業が立地している。このようななか、デジタル技術（IoT、AIなど）のキーデバイスである各種半導体や、今後の成長産業である航空宇宙、CASE領域を中心とした次世代自動車などの分野で、国内外から高度な部材等の需要増が期待され、これらの需要に対応できる高度なものづくり産業の振興を図っている。

県内製造業において製造品出荷額等のシェアが最も高い輸送用機械器具製造業は、主に自動車、航空宇宙、船舶関連産業で構成されている。

本県の自動車関連産業は、輸送用機械器具製造業に属する自動車メーカーの自動車製造業（二輪自動車を含む）（4事業所）、及びTier1（一次請け）、Tier2（二次請け）をはじめとする自動車部分品・附属品製造業（220事業所）等で構成されるが、県内には他の製造業分類に属する金属プレス部品、ガラス、タイヤ、蓄電池、電子部品、金属・プラスチック材料等の自動車関連部品・材料を製造する事業所も数多く存在している。

県内の航空宇宙関連産業は、令和3年経済センサスによれば11事業所である。国際戦略総合特区「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」への参画（平成25年10月）や、中小企業の連携による部品加工クラスターの進出など、県内の航空宇宙産業の状況が大きく変化している。今後20年間で民間航空機市場が2倍になると予測される成長産業であることや県内の主要産業である自動車産業等で培った技術やノウハウが活用できることなどから、平成27年3月、県において「みえ航空宇宙産業振興ビジョン」を策定し、県内の航空宇宙産業の振興を図っている。このビジョンに基づき、新規参入もしくは事業拡大をめざす企業を増加させるべく、現場技能者や高度技術者などの人材育成、認証取得の支援や商談会等による参

入促進、研究開発の支援や総合特区の推進による事業環境整備に取り組んでいる。

船舶関連産業については、津市内に最新型LNG運搬船の建造が可能な大規模造船所が立地するとともに、伊勢志摩地域において古くから造船業の集積があり、令和3年経済センサスによれば17事業所が県内で操業している。

輸送用機械器具製造業に次いで製造品出荷額等のシェアが高い電子部品・デバイス・電子回路製造業をはじめとする電子・電気関連産業は、メモリ・LSI・ディスプレイ・電力制御機器等の大規模事業所、スマートフォン関連部品や基盤実装等の中堅企業等が県内に多数立地している。大規模事業所の多くは、生産だけでなく研究開発機能の設置・強化、及びマザー工場としての機能強化を進めている。

② 三重県の特色ある農林水産物を活用した農林水産・地域商社

本県は、全国第3位の生産量を誇る茶(5,360t)のほか、東紀州地域では、みかん(18,500t)などの栽培が盛んに行われている。さらに、トマト(9,670t)やいちご(1,930t)のほか、搾油用から食用に変遷した歴史があり生産量が全国第1位のなばな(主として葉茎を食するもの)(417t)等、さまざまな農産物の産地のもとで豊かな食文化が形成されている。また、耕地に占める水田面積の割合が高く、コシヒカリを中心とした早場米の産地となっている。

畜産物については、国内外に向けて発信力が高い松阪牛(約8,800頭)や伊賀牛(約1,300頭)などの生産が行われている。

ひのきの生産量は、151,000 m³で全国第7位と上位にある。人工造林地は、県内全域に分布し、主として雲出川、櫛田川、宮川流域及び東紀州地域で生産されている。なかでも東紀州地域は品質の高い尾鷲ヒノキの産地として全国的にも知られており、「尾鷲ヒノキ林業」は日本農業遺産に登録されている。

水産業については、あわび類(22t)や伊勢えび(176t)、ふぐ類(139t)などの水産資源に恵まれているほか、まだい(3,902t)、かき類(1,944t)などの養殖が盛んに行われており、海面漁業・養殖業総生産量は128,011tで、全国第8位となっている。

また近年では、農林水産分野へのセンシング技術や自動化技術などのスマート技術の導入や、工場排熱のカスケード利用等の先進的な取組及び企業の経営力の向上により、飛躍的な生産性向上やコスト低減が図られるなど、競争力のある収益性の高い経営体が増加している。

生産量について、農業は第69次年度東海農林水産統計年報(令和3～4年)、畜産業は松阪牛協議会及びJ Aいがふるさと調べ、林業は令和3年木材統計調査、水産業は令和3年漁業・養殖業生産統計年報。

③ 三重県の「みえフードイノベーション・ネットワーク」などを構成する事業者等の知見を活用した食関連産業

本県には、前述した特徴ある農林水産物や豊かな食文化に根ざして、様々な食品加工産業が古くから存在しており、街道に沿って発達した餅・あられなどの米菓、豊かな伏流水や高品質な酒米を用いた地酒、豊富な水産資源を用いた加工品など、

伝統的加工食品が事業者によって受け継がれている。

また、食器（陶器）やテーブルクロス（織物）、テーブル（木材加工）、調理器具（鋳物、陶器）など、食材とあわせて食生活を豊かに彩る製品を生産する事業者も多く存在している。

さらに、国内だけではなく、海外市場も視野に入れた日本を代表する食品企業の製造拠点や、市場が拡大しているコンビニエンスストア向けの食品を生産する企業が立地するほか、加工食品製造の際に必要な機能性を持った食品素材などを製造する研究開発型の企業、生産工程の効率化や食の安全・安心に寄与する生産設備を製造する企業もあり、本県をはじめ全国の食品加工産業を支えている。

小売店等の流通業においても、「みえ地物一番」の取組など、地産地消の考え方に理解のある事業者がいくつも存在するほか、取り巻く環境が近年大きく変化してきた卸売業においても、消費者ニーズをしっかりと受け止め、一次加工事業などの新たなビジネスモデルを果敢に構築している事業者も存在している。

三重県では、平成 24 年度から「みえフードイノベーション」の取組をスタートしている。農林漁業者をはじめ、食品メーカー、機械メーカー、スーパー・商社、ホテル・旅館、飲食店、大学、研究機関、市町、県などの産学官の知恵や技術を集結し、融合することにより、県内の農林水産資源などを活用した新たな商品又はサービスの開発を促進している。県内で捕獲した野生鳥獣の食肉の有効活用する「みえジビエ推進プロジェクト」や、養殖マダイに伊勢茶などをブレンドした餌を与えることによりおいしいまだいを作り流通させる「伊勢まだいプロジェクト」などのプロジェクトが実施された。

さらに、食関連事業者のネットワーク等の知見を背景に、県内の農林水産物の生産・加工・流通関連事業者等が連携した新たな商品として、三重県農業研究所が開発した新しい酒造好適米品種「神の穂（かみのほ）」を県内酒造が醸造し G I（地理的表示）認定された日本酒、県内産小麦の「あやひかり」を原料とし県内の製麺業者が生産する「伊勢うどん（麺）」、地域一体となって地元の特産品（主に季節の魚と加工品）を組み合わせる年 4 回頒布する「尾鷲まるごとヤーヤ便」など、地域特性を生かした取組も進められている。

このように本県の特色ある農林水産物や豊かな食文化、技術や技能に根ざした食関連産業の振興に取り組むことによって、大きな波及効果が期待できる。

④ 三重県の伊勢神宮や世界遺産の熊野古道、テーマパーク、伊勢志摩国立公園などの観光資源を活用した観光、文化関連産業

本県は、伊勢神宮（令和 4 年内宮又は外宮参拝者数約 604 万人）、世界遺産の熊野古道（令和 4 年来訪者数約 29 万人）、ナガシマリゾート、志摩スペイン村、鈴鹿サーキットなどのテーマパーク（ナガシマリゾートは、東京ディズニーリゾートに次ぐ集客数で、東海 3 県では 17 年連続トップ（令和 4 年集客数 1,200 万人））、伊勢志摩国立公園を有する、日本屈指の観光地である。海女、忍者、真珠といった世界的に知られる観光資源に加え、国及び県が指定する伊賀くみひも、四日市萬古焼、鈴鹿墨、伊賀焼、伊勢形紙などの伝統的工芸品も有している。また近年は、先端ものづくり産業から歴史ある伝統産業や農林水産業など県内の幅広い産業集積を生

かした産業観光の振興など、新たな観光資源の開発も進んでいる。

このため、本県が魅力ある観光地として選ばれ続け、観光関連産業（集客交流産業）を、三重県経済を牽引する産業のひとつとして成長させるため、「みえの観光振興に関する条例」（平成 23 年 10 月公布・施行）及び「三重県観光振興基本計画」（令和 2 年 3 月策定）に基づき、顧客満足度の高いサービスを提供できる観光関連産業の育成、日本版DMO創設に向けた取り組み、また県内での観光消費額の拡大につながる新商品の開発や集客施設の活用、サービス産業の人材育成、農林水産物のブランド化などの観光振興策に取り組んでいる。

また、平成 28 年の G 7 伊勢志摩サミット、令和 5 年の G 7 交通大臣会合開催により本県の知名度が飛躍的に向上した好機を生かし、開催地域に大きな経済波及効果をもたらす国際会議等 M I C E 誘致を促進するとともに、G 7 を中心とした欧米諸国及びアジアも含めた富裕層の誘致に向け、富裕層向けの宿泊施設の誘致、海外プロモーション、外国人旅行者向け S N S 等を活用した情報発信等を行い、積極的に外国人旅行者の誘致に取り組んでいる。

さらに、平成 28 年 7 月に「国立公園満喫プロジェクト」に選定された「伊勢志摩国立公園」や、豊かな自然を活用したアウトドアスポーツや農林漁業体験などの「自然体験」の魅力発信を通して、国内外からの誘客を推進している。

このような特色ある観光資源を生かした観光関連産業は、県内各地の雇用・経済を支えている。その経済効果は、宿泊業や飲食業、運輸業といった分野だけでなく、製造業、農林水産業など幅広い分野における特色ある事業活動によって構成されることから、地域経済の活性化、地域における雇用の創出等本県経済のあらゆる領域の発展に寄与する。コロナ禍において、大きな被害を受けた産業であり、民間・行政一体となって、反転攻勢を図る必要がある。令和 7 年度の大阪・関西万博や令和 8 年度の東海環状自動車道の全線開通に加え、リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業、神宮式年遷宮などを見据えて、首都圏、関西圏、中部圏および海外において戦略的かつ効果的なプロモーションが展開し、観光誘客の促進につなげることを目指す。

⑤ 三重県の四日市コンビナートを中心とする、化学・素材・燃料製造業の集積を活用した環境・エネルギー関連産業

四日市コンビナートは、日本初の石油化学コンビナートとして、昭和 30 年代に稼動を開始し、その後拡大を続けてきた。現在、総面積は約 960ha あり、石油精製はもとより、プラスチック、エポキシ樹脂、合成ゴム等の素材から、特殊合成潤滑油、フォトレジスト、フュームドシリカ等の機能化学品、高純度多結晶シリコンやハイシリカゼオライト等高付加価値な工業原料を製造する企業が多く立地している。これらは内陸部に立地する半導体、自動車、医薬品関連企業等の原料・素材・燃料でもあることから、さらに高機能な製品の開発のため、研究開発機能への投資も盛んである。

これらの関連企業は、その製造プロセスにおいて、大量の二酸化炭素（四日市市で排出された総量約 730 万トン（※エネルギー起源の二酸化炭素を計上）のうち、約 74%が産業部門）を排出している。このため、コンビナート企業 20 社や学識経

験者、四日市市及び県等の行政関係者により、カーボンニュートラルに取り組む会議体が設立された。①廃プラスチックを原材料に戻すケミカル・マテリアルリサイクル、②新エネルギーとしての水素やアンモニアの供給拠点化、③コンビナートの共同インフラ設備連携、④二酸化炭素の貯留、回収及び有効利用（CCS、CCU）等、様々な議論がなされているところである。

⑥ 三重県のみえメディカルバレー構想のネットワーク等を活用したヘルスケア関連産業

本県では、平成 14 年 2 月に「みえメディカルバレー構想」を策定し、医療・健康・福祉産業（ヘルスケア産業）の創出と集積を目的に、県内の大学・高等専門学校、企業、市町等とのネットワークを構築するとともに、研究開発を促進する体制整備を図ってきた。

その結果、四日市看護医療大学の開学（平成 19 年 4 月）、鈴鹿医療科学大学薬学部の設置（平成 20 年 4 月）、更に三重大学伊賀研究拠点の設置（平成 21 年 4 月）など新たな研究開発拠点が整備された。

本構想は、新たな企業立地（増設含む）にも大きな効果を発揮し、県内各地で医薬・原薬・化粧品等製造企業の新規立地及び増設が増加している。（医薬品等製造施設立地件数平成 24 年度～令和 4 年度累計 146 件）

令和 2 年度には、「みえメディカルバレー構想」の基本理念とこれまでの取組を踏まえ、概ね 10 年先を見据えた中長期的な視点に基づく、新推進方策「みえヘルスケアインダストリー5.0」を開始し、社会経済情勢の変化に対応したヘルスケア産業人材の確保および発掘・育成、IoT、ビッグデータ、AIなどを活用した新たな製品・サービスの創出等にも取り組んでいる。

また、平成 24 年 7 月に国の指定を受けた地域活性化総合特区「みえライフイノベーション総合特区」を活用し、県内に整備されている医療系ネットワークを基に、患者の医療情報（病名、検査、治療、レセプト、DPC 情報）を統合する医療情報データベースを構築するとともに、研究開発支援拠点「みえライフイノベーション推進センター」（M i e L I P）として、研究開発コーディネート機能等を備えたセントラル（三重大学内）及び地域の特性を生かした産業創出を支援する 6 つの地域拠点を設置することにより、県内における医薬品や医療機器等の研究開発を行う環境を整備している。

特に、M i e L I P の支援を受けた企業等による新たな製品・サービス等が上市されているほか、製薬企業や医療機器メーカーにおいて、県内工場への大規模な生産集約・投資が行われている。

令和 4 年度からは、デジタル化の進展や新しい生活様式への適応を踏まえ、ヘルスケア分野におけるデータ、デジタル技術を活用した取組に注力するとともに、県民のQOL向上、医療・福祉サービス提供の持続、経済性という観点から、治療や介護だけでなく、予防や健康づくりに貢献するようなヘルスケア分野の製品・サービスの創出に取り組んでいる。

このような取組を推進するなかで、統合型医療情報データベースやM i e L I P の活用、特区制度に基づく規制緩和策等により、大学や国内外企業等による画期的

な医薬品・医療機器等の創出、企業や研究機関の県内への立地促進、雇用の拡大等につなげることで、三重県が県内企業・大学等の活性化や県内経済の活性化を生み出すライフイノベーションに寄与する地域になることをめざしている。

⑦ 三重県内の優秀なＩｏＴ関連人材を活用し、ＤＸの観点から、上記６類型の関連産業を支援する、スタートアップ企業等によるデジタル関連産業

上記６類型の関連産業は、三重県内の事業者が強みとする産業であるが、デジタル技術の急速な発展を取り込み、さらに生産性を高めることが求められている。本県では、デジタル技術により、時間や気持ちの余裕を生み、自己実現が図られ、幸福実感が向上する「あったかいＤＸ」を、基本理念として掲げている。県内の高等教育機関において、優秀なＩｏＴ関連人材を多数輩出している強みを活かし、県内経済の成長につなげる必要がある。

三重県では、令和２年３月に、ＩＣＴ活用とデータ活用を両輪として、地域経済の活性化や社会的課題の解決をめざすことを目的に、「みえＩＣＴ・データサイエンス推進構想」を策定した。同年６月には、行政運営の効率化や県民の利便性向上など、社会の様々な課題を解決していくことを目的に「みえデジタル戦略推進計画」を策定した。しかし、計画の策定以降、本県や国において、デジタル社会の推進に向けての動きが加速するとともに、コロナ禍によってデジタル化の遅れが顕在化したことから、上記の計画を全面的に見直し、同構想の内容も取り入れ、令和４年１２月に「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」を策定し、デジタル社会の形成をさらに強力に進めているところである。

計画のなかでは、新産業の創出など様々な「しごとのＤＸ」を進めることとしており、このようなＤＸの推進においては、革新的な技術やサービスをもって新たな価値を創造する、スタートアップの役割が重要である。多様な働く場の創出や新たな経済循環を生むなど、地域の課題解決や地域経済の起爆剤として期待されており、国においても、令和４年１１月末に『スタートアップ５か年計画』が設定されるなど、スタートアップ支援の取組が本格化している。

三重県では、令和２年度から、スタートアップの育成が自律的・継続的に行われる生態系（エコシステム）「とこわかＭＩＥスタートアップエコシステム」の構築に取り組んでいる。起業や新たな事業展開を志すスタートアップが、県内外で活躍する起業家、創業支援機関、金融機関、証券会社、ベンチャーキャピタル、オープンイノベーションに取り組む大手・中堅企業、三重県にゆかりのあるクリエイティブ人材等とのネットワークを活用し、フェーズに応じた支援を受け、成長・発展を遂げて目的を達成することを目指している。

６ 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の
地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

地域の特性を生かして、「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載した産業分野の振興のためには、地域の事業者及び新たに当該地域に立地する事業者のニーズをしっかりと

把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

平成 24 年 7 月のみえ産業振興戦略（現：みえ産業振興ビジョン）策定から本県が毎年行っている県内外企業 1,000 社訪問や、県・市町が設置する民間企業経営者等を含む審議会・アドバイザーボード等により、事業者ニーズの把握を行う。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、県、各市町の事業及び国の支援策を併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や、本県の優位性を創出する。

（２）制度の整備に関する事項

① 固定資産税の減免措置の創設

松阪市は、平成 30 年 3 月に、「松阪市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例」を施行済みである。

木曽岬町は、平成 31 年 4 月に、「木曽岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」を施行済みである。

多気町は、平成 31 年 4 月に、「多気町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例」を施行済みである。

② デジタル田園都市国家構想交付金（旧：地方創生推進交付金）の活用及び検証

本県は、「まち・ひと・しごと創生法」に位置付けられた地方創生に資する事業を実施するにあたり、国の「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用している。現在、同交付金では、デジタル技術を活用した「もうかる農林水産業」の実現、データの利活用によるマーケティングに基づいた観光地づくり、脱炭素の取組を産業振興につなげていく「ゼロエミッションみえプロジェクト」、新たな事業を創出するスタートアップ支援などに取り組んでいる。

交付金を活用して実施する事業については、有識者等で構成する「三重県地方創生検証会議」において、総合的かつ専門的な見地から進捗管理・効果検証を行っており、より効果的な事業の実施につなげていくこととしている。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

平成 27 年 2 月に「三重県オープンデータライブラリ」を県のホームページ上に開設した。県が保有する様々なデータを、「三重県オープンデータ作成要領」に基づいたデータ形式で登録を進め、事業者のニーズに沿った二次利用しやすい登録データの充実を図ることとした。

さらに、令和 5 年 7 月には、「三重県オープンデータライブラリ」を刷新し、オープンデータカタログサイト「BODIK ODCS」への移行を行い、より利活用しやすいデータの提供を進めている。また、国の推奨データセットに基づいたオープンデータ化の拡充をめざしている。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

従来から、各産業分野を所管する県及び市町の担当課が事業者からの相談・提案の窓口となっている。三重県雇用経済部企業誘致推進課内の窓口では、事業者に対するワンストップサービスを提供している。地域未来投資促進法に基づく事業環境整備の提案に

についても、同体制で対応し、企業誘致推進課と当該提案に関係する市町及び県担当課が密接に連絡をとり、対応を行う。

また、近年は産業用地の確保が課題となっていることから、令和4年度に県企業誘致推進課で実施した産業用地の適地調査の結果や、県の補助制度を活用し、民間の資金やノウハウも活用した新たな産業用地の整備に向け、市町と連携して取り組む。さらに、計画中の産業用地開発に係る手続きの円滑化や工場跡地等の未利用地の情報収集に努めるとともに、操業に関する規制の合理化や法手続きの迅速化を図ることにより、県内の新たな事業展開を支援する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

事業継承支援、技術支援、人材育成支援、金融支援などの県内企業に対する各種支援は、地域経済牽引事業促進協議会を構成する産業支援機関、商工団体、金融機関及び自治体等によって、従来から実施している。さらに、同促進協議会のネットワークを通じて委員間の連携を進め、地域経済牽引事業の実施者及び取引先等関連企業に対する支援を行っている。

上記に加え、現在は以下のような支援も行っている。

① スタートアップ成長促進支援

スタートアップについては、「とこわかM I E スタートアップエコシステム」のフェーズ0の取組として、創業機運を醸成するため、三重県経済の将来を担う若者を主な対象に、将来の起業家としての育成を視野に入れ、起業経験者による講演やワークショップを行っている。さらに、三重発スタートアップを創出することを目的とした「みえスタートアップ支援プラットフォーム」を、令和5年8月に設立し、金融機関・高等教育機関・経済団体・支援機関等の県内外の関係機関が一体となった支援体制の構築を進めている。

② 重要産業の集積等によるサプライチェーンの構築・強靱化の支援

特に重点的に振興を図りたいと考えている半導体関連産業では、国内外で研究開発や人材の獲得競争が厳しくなっていることから、令和5年3月、半導体関連企業と大学・高専等の教育機関、行政による「みえ半導体ネットワーク」を設立した。大学等による企業向けリカレント教育や学生向け工場見学・インターンシップなど、県内企業が県内人材を確保するために企業・大学等の連携を強化する取組を推進し、企業の研究開発及び人材育成・確保を支援することを通じ、県内への半導体関連産業の投資を促している。

③ 人材確保・人材育成・人材定着に向けた支援

人材確保・人材育成・人材定着にあたっては、事業者による採用・広報活動を支援するとともに、働きやすい労働環境整備を促進することが重要である。

前者については、県教育委員会事務局が行う、高卒者に向けた企業情報提供事業の活用を図っている。また、企業と高校など、人材の需要側と供給側の情報交換を促している。

後者については、三重県企業投資促進制度（補助金）の増額要件に「認定要件以上の雇用人数増加」「『みえの働き方改革推進企業』の基準を満たすこと」を加え、労働環境の整備を図る企業に対し、よりインセンティブを与えるような制度を設けてい

る。

特に、女性活躍推進法に基づく第2次三重県男女共同参画基本計画に基づき、雇用等における女性の活躍を推進している。①働く女性のモチベーション向上、②女性が活躍できる職場環境と風土づくり、③トップおよび男性の意識改革、を3本柱とした「みえの輝く女子プロジェクト」に取り組んだ結果、女性活躍指針法に基づく一般事業主行動計画の届出企業数（努力義務企業）が、平成30年度に全国2位となるなど、企業の間での気運を高めている。

また、各業界にて人手不足が厳しい状況にあり、人材確保、人材育成、人材定着に向けた取組を推進する。

④ グリーントランスフォーメーション（GX）の促進支援

令和4年3月、四日市市が主体となり、三重県、企業、学識者、関係機関とともに、「四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会」を設置した。「四日市市環境基本条例」の基本理念に則り、「快適環境都市宣言」の理念を継承する「四日市市環境計画」や、四日市港管理組合が策定する「四日市港カーボンニュートラルポート形成計画」と整合を図りながら、水素・アンモニアの輸入・供給拠点化、SAF（持続可能な航空燃料）製造や副生ガス利用、原料や製品のバイオマスシフト、二酸化炭素回収・活用、リサイクル推進、コンビナート設備の共有化による基盤整備等、多方面からのアプローチにより、エネルギー及び製造プロセスの脱・低炭素化によって、GXに取り組むこととしている。なお、上記検討委員会について、令和5年度からは検討のフェーズから推進のフェーズへ移行することが重要であるとの認識から、「四日市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会」へと発展させ、継続して取組を進めている。さらに、三重県としても、二酸化炭素の排出抑制等をリスクとしてとらえるのではなく、県内の産業・経済の発展のチャンスととらえ、企業の積極的な取組を促進する「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを、令和4年度から本格稼働している。

⑤ デジタルトランスフォーメーション（DX）促進支援

経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）により、地域の経済発展とウェルビーイングの向上をめざし、地域の産学官金プロジェクトや企業支援等の各地域のDX実現に向けた取組を加速させるために制度化された「地域DX推進ラボ」として、「みえDX推進ラボ」を設立し、産学官連携でのDXの推進を図っている。

（6）実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度 ～令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産税の減免措置の創設			
松阪市	平成30年3月施行済み	→運用	→運用
木曽岬町	平成31年4月施行済み	→運用	→運用
多気町	平成31年4月施行済み	→運用	→運用

【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①オープンデータカタログサイト「BODIK ODCS」の公開	→執行（公開済）	→執行（公開済）	→執行
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①対応窓口の設置	→執行	→執行	→執行
【その他】			
①「みえスタートアップ支援プラットフォーム」の設立	→令和5年8月設立（執行済）	→執行	→執行
②「みえ半導体ネットワーク」の設立	→令和5年3月設立（執行済）	→執行	→執行
⑤「みえDX推進ラボ」の設立	→令和5年4月設立（執行済）	→執行	→執行

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（1）支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、県及び市町が連携して産業支援施策に取り組むとともに、技術支援や人材育成等を行う公設試験研究機関や産業支援機関、経営指導等を行う産業団体、本県唯一の総合大学である国立大学法人三重大学、地域に根差した金融機関など、地域に存在する支援機関がそれぞれ連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

これらの支援機関は、下記（2）の取組を行っており、それぞれの支援機関の強みを生かして、相互に連携を図り、地域経済牽引事業の促進に向けて、候補案件の発掘や事業創出を支援するとともに、承認地域経済牽引事業計画のフォローアップを行う。

（2）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 公益財団法人三重県産業支援センター

県内最大の産業支援機関として、県内産業・経済の発展に寄与するため、中小企業、小規模事業者（以下「中小企業等」という。）に対して、次の取組を進めている。

- ・ 「よろず支援拠点」、「事業承継・引継ぎ支援センター」、「プロフェッショナル人材戦略拠点」及び「知財総合支援窓口」を設置し、中小企業等の経営上のあらゆる悩みに経験豊富な専門コーディネーター等が対応する総合相談機能を提供
- ・ 経営課題の抽出や発見、解決に向けた取組、さらには新事業展開を計画する中小企業等に対し、「三重県版経営向上計画」の作成及び実行を支援
- ・ 商談会・展示会の定期的な開催、海外展開に向けて商品をPR・販売できる機会の提供など、中小企業等の販路開拓を支援
- ・ 航空機技術力強化・販路開拓促進、医療・福祉機器等製品化・販路開拓促進など、新事業・新技術の創出を支援
- ・ 北勢支所では北勢地域に立地する自動車関連企業等をはじめとした県内ものづ

くり企業に対し、課題解決のための技術支援、各種研修等による人材育成を産学官金連携で進め、製品開発や生産性向上、D X活用による生産効率化・排出炭素の削減取組等を支援

② 公益財団法人三重県農林水産支援センター・公益社団法人みえ林業総合支援機構
農林漁業の担い手確保、農林水産業者の経営安定化および経営発展を目的に、新規就業から経営発展までをワンストップで支援する機関として、次の取組を進めている。

- ・ 就業促進研修事業等による就業環境整備や担い手組織に対する支援を行うとともに、県内の農林漁業への就業・就職希望者を対象とした就業・就職フェアの開催や農業経営・就農支援センターによる経営支援
- ・ 企業を含めた新規農業参入や担い手農家の経営安定を促進するために、農地の取得、経営規模の拡大及び経営力の向上を支援
- ・ 林業就業者の定着促進や就業環境の向上を図るとともに、林業就業者や指導者に対する研修の実施等により、技術や労働安全環境の向上を支援
- ・ 「三重県漁業担い手対策協議会」への参画等を通して、関係団体と連携して担い手の確保・育成を推進
- ・ 農地中間管理機構として、農地中間管理事業の活用により、県の関係機関、市町、J A等と一体となり農地の集積・集約化を積極的に促進するとともに、みえ農業スタートアップ支援事業により、借り手のない農地等を活用した新たな農業ビジネスを支援
- ・ 「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の認定・審査機関として安定的な制度運営に努め、消費者へ農林産物の安心を幅広く提供

③ 公益社団法人三重県観光連盟

三重県観光の総合的な情報受発信機能を担う機関かつ地域連携DMOとして、観光情報の収集・戦略的な提供、誘客促進を行い、来訪者の増大、県内での周遊性・滞在性の向上による観光消費額の拡大を進めており、観光事業の健全な発達と振興（観光の産業化）並びに地域の活性化に不可欠な役割を担っている。

- ・ 三重県観光連盟公式サイトについて、アクセス解析データに基づいてコンテンツの改善を図るPDCAサイクルを月単位で回すとともに、SNSでの情報発信も強化することでアクセス数を戦略的に増加させ、「三重県の観光情報を発信するメディア」としてのスタンスの確立
- ・ メディア事業者としての強みを活かしてWebプロモーションを企画立案し、クライアントに最適なソリューションを提供することで観光地域づくりを推進するとともに、事業を通してマーケティングデータを蓄積し、今後の事業展開に活用することによるさらなる観光振興の推進
- ・ インバウンドに対する情報発信力を強化するため、公式サイトでの多言語によるコンテンツの充実を図るなどWebでの発信を通じてFIT（個人手配の海外旅行）のニーズに対応し、インバウンドの誘客を推進

④ 国立大学法人三重大学及び株式会社三重ティーエルオー

三重大学は、人文学部・人文社会科学研究科、教育学部・教育学研究科、医学部・医学系研究科、工学部・工学研究科、生物資源学部・生物資源学研究科に地域イノベーション学研究科を加えた5つの学部、6つの研究科をはじめ、高等教育デザイン・推進機構、研究基盤推進機構等の教育研究施設を擁する県内唯一の総合大学である。

基本理念として、「三重から世界へ 世界から三重へ 未来を拓く地域共創大学 地域に根ざし、世界に誇れる教育・研究に取り組み、人と自然の調和・共生の中で、社会との共創に向けて切磋琢磨する。」を掲げ、全学で地域貢献活動に取り組んでおり、教育と研究を通じて地域づくりや地域発展に寄与するとともに、次のとおり地域社会との双方向の連携を推進している。

- ・ 平成28年度に県内全市町との相互協力協定を締結し、それぞれの協定に基づいた地域創生の実践に関する諸課題への確に対応
- ・ 地域貢献活動の創造及び推進を目的に、教職員を代表者とする教育・研究に基づく自主的な活動を「三重大学地域貢献活動支援事業」として助成支援し、全学で地域貢献活動を推進
- ・ 学部、研究科を超えた学際的共同研究、国内大学間共同研究等の幅広い共同研究の実施とともに、地方公共団体や地域企業との共同研究が活発であり、地域の中小企業との共同研究数においては全国トップクラスの実績を有するなど、地域の発展に大きく貢献

また、株式会社三重ティーエルオーは、三重大学、四日市大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学、鈴鹿大学、皇學館大学、鈴鹿工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、近畿大学工業高等専門学校の協力を得て設立された。これらで蓄積され、生まれつつある研究成果、さらにはそれらに基づく特許・ノウハウを積極的に取り上げ、民間企業や地方自治体に移転するとともに育成を行う。また共同研究の仲介を通じて新たな成果を生み出し、地域の産業の高度化や経済の発展に寄与している。

⑤ 高等専門学校

県内には、独立行政法人国立高等専門学校機構に属する鈴鹿工業高等専門学校及び鳥羽商船高等専門学校、並びに近畿大学工業高等専門学校の3校があり、それぞれの沿革、教育理念、産業界との関わりなどを踏まえて、特色ある教育・研究活動を進めている。

各校の特色は、設置する学科・専攻科にも表れており、鈴鹿工業高等専門学校は、機械工学科、電気電子工学科、電子情報工学科、生物応用化学科、材料工学科及び専攻科（総合イノベーション工学専攻）、鳥羽商船高等専門学校は、商船学科、情報機械システム工学科及び専攻科（海事システム学専攻、生産システム工学専攻）、近畿大学工業高等専門学校は、総合システム工学科（機械システム、電気電子、制御情報、都市環境）及び専攻科（生産システム工学専攻）で構成される。

各校ともに、技術者養成に関する地域の中核的教育機関として、高度技術者・研究者を輩出し、多くの卒業生が県内の企業幹部あるいは起業家として活躍してい

る。また、近年は、産業界のニーズに対応した技術者の教育機関として、情報関連人材の育成に注力している。地元企業の支援を得て、情報システムを用いた事業で学生が会社を起業するなど、三重県内におけるスタートアップ・D X推進の最前線を担う人材が、在学中から活躍している。

⑥ 金融機関

株式会社百五銀行、株式会社三十三銀行、津信用金庫、北伊勢上野信用金庫、桑名三重信用金庫、紀北信用金庫等、地域に根ざした金融機関は、企業の創業や新事業の開拓、生産性の向上を図る設備投資等に対する金融面での支援をはじめ、ビジネスマッチングによる販路拡大、人事関係コンサルティングの実施、海外事業展開に関する支援を行っている。

また、経営改善が必要な企業に対しては、他の地域経済牽引支援機関や外部専門家等と連携して、経営改善策の策定支援を行うとともに、進捗状況のフォローアップを行うなど、コンサルティングを実施している。

政府系の金融機関である、株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担う。また、株式会社商工組合中央金庫は、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営む。

⑦ 商工会議所、商工会

県内に、12 商工会議所、23 商工会が設立されており、会員企業をはじめとする地域の企業に対して、これまでの経営改善普及事業（記帳・税務・金融指導及び各種制度の情報収集・提供等）に加え、経営発達支援事業（経営状況の分析、事業計画の策定・実施に係る伴走型の指導・助言等）を実施し、経営戦略に踏み込んだ支援を実施している。

⑧ 三重県中小企業団体中央会

三重県中小企業団体中央会は、事業協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合等の中小企業連携組織を通じて、幅広く中小企業の経営をサポートしている。

⑨ 三重県農業協同組合中央会

三重県農業協同組合中央会は、三重県の J A グループ（県内 7 J A、J A 三重信連、J A 三重厚生連、J A 全農三重県本部、J A 共済連三重県本部）の代表機関として位置付けられ、県内 J A グループの健全な発達をはかり、相互扶助の精神に基づく J A 運動の実践によって、三重県農業の持続的発展と安心して暮らせる豊かな地域社会の実現を目指し、J A グループの指導・広報・農政活動・監査・教育事業に取り組んでいる。

⑩ 三重県漁業協同組合連合会

県内の沿海漁業協同組合や県内外の事業所等の事業拠点として、漁業者の生活安

定と漁村の活性化をめざす資源管理、環境保全活動、営漁指導等（指導事業）をはじめ、燃油や漁業用資材の安定供給により漁業者の経営をサポートするとともに、主に県内各地で生産された水産物の流通や加工事業を行っている。

⑪ 三重県森林組合連合会

三重県森林組合連合会は、県内の 10 森林組合と 1 生産森林組合を会員とする県域団体で、会員の経営指導や森林整備のための技術者である間伐技術指導員の養成、森林調査測量等を実施するとともに、会員等と連携して、県内外の合板工場等への間伐材や木質バイオマス燃料用原木等の直送を行っている。

⑫ 公設試験研究機関

県内には、各地域の特徴的な産業や特産品の産地等に近接して、様々な公設試験研究機関が立地している。

県の組織として、保健環境分野では保健環境研究所（四日市市）、工業分野では工業研究所（津市）、工業研究所金属研究室（桑名市）及び工業研究所窯業研究室（四日市市、伊賀市）、農業分野では農業研究所（松阪市）、農業研究所茶業・花植木研究室（亀山市、鈴鹿市）、農業研究所伊賀農業研究室（伊賀市）及び農業研究所紀南果樹研究室（御浜町）、畜産分野では畜産研究所（松阪市）、林業分野では林業研究所（津市）、水産分野では水産研究所（志摩市）、水産研究所鈴鹿水産研究室（鈴鹿市）及び水産研究所尾鷲水産研究室（尾鷲市）があり、地域の産業や社会ニーズに対応した研究開発・技術支援・人材育成等を進めている。

また、水産養殖に関する人工種苗の量産技術、病害防除技術、飼養技術等の開発を行う国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所（南伊勢町、玉城町）、及び野菜・茶の育種・栽培、環境負荷低減、品質、流通等に関する研究開発を行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 野菜花き研究部門 安濃野菜研究拠点（津市）が立地しており、全国的な研究開発拠点として、県内外の大学・公設試験研究機関・事業者と連携して先端的な研究及び技術開発を進めている。

⑬ 三重県農業大学校

農業大学校は、農業経営者の育成に向けた地域の中核的な教育機関として、農業の高度な技術及び経営に関する実践的な教育を行い、これまでに多くの卒業生が地域農業を牽引するリーダーとして活躍している。

同校には、新規就農者の育成を目指す養成科（2 年課程、1 年課程）と、就農者の定着や農業者の経営発展等を目指す研修科があり、特に研修科において、産学官連携により経営感覚に優れた高度な農業ビジネス人材の育成に注力していくこととしている。

⑭ 三重県立津高等技術学校

津高等技術学校は、職業能力開発促進法に基づき設置された県立の職業能力開発施設として、技能や技術、知識を身につけ、ものづくり関連産業などの企業へ就職をめざす学校として、多くの修了生を輩出している。

同校には、高等学校卒業者等を対象に技能検定や自動車整備士などの資格取得をめざす普通課程、離転職者、外国人、若年者、身体障がい者等を対象に就職に必要な知識の習得や資格の取得をめざす短期課程等があり、特に、普通課程において、就職内定先の企業が必要とする技術・技能を習得するため、内定先企業での実習を実施している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

環境の保全に関して、本県及び各市町の条例・規則において、事業者に対して自らの責任と負担において積極的に環境保全対策に努めることを求めている。新たな開発や企業立地の際は、市町と企業間で公害防止協定等を締結する。また、良好な環境を達成・維持し、企業が事業活動を行うにあたっては、環境の保全に対して十分配慮を行っていくことが重要であり、今後も引き続き住民の理解を深められるよう努める。

本促進区域内には、自然公園法に規定する伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園をはじめ、鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園、水郷県立自然公園、伊勢の海県立自然公園、赤目一志峡県立自然公園、香肌峡県立自然公園、奥伊勢宮川峡県立自然公園の全部又は一部区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、三重県環境保全条例に基づく三重県自然環境保全地域及び三重県希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ）、その他環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等）を含んでおり、企業立地の促進にあたっては、自然保護・環境保護に関する自然公園法や環境基本法等の関係法令を遵守し、自然環境や景観を損なわないよう、その保全に十分配慮しながら、進めることとする。整備の実施に当たって、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。なお、本基本計画は、県自然環境部局と調整のうえ策定したものであり、今後、国立公園、国定公園及び県立自然公園内で地域経済牽引事業が実施される場合は、地方環境事務所及び県関係部局と協議を行い、自然公園法等に基づき、適切に対応する。

その他、環境保全に関する事業活動への規制については、「大気汚染防止法」、「騒音規制法」、「振動規制法」等の国の環境法令、「三重県生活環境の保全に関する条例」及び各市町の条例等に則して行うとともに、特に閉鎖性海域の伊勢湾については、水質総量規制の対象海域であることを踏まえ、「水質汚濁防止法」に則して行うものとする。

また、循環型社会形成に向け廃棄物の発生抑制・リサイクルや適正処理を推進するとともに、自然エネルギーの利活用等による地球温暖化対策について必要な情報を提供し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

① 犯罪及び事故の防止に配慮した施設の整備と管理

事業者等は、犯罪及び事故の防止を図るため、周囲からの見通しを確保した施設の配置、歩道と車道の分離、防犯カメラや防犯灯等の設置など、住民の理解を得ながら努める。

② 地域における防犯活動への協力

事業者等は、地域住民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。また、犯罪被害に遭うことで、社会経済活動や住民生活に与える影響を認識し、自主的な防犯対策に努める。

③ 警察活動への協力

事業者等は、犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制を整備し、警察活動に積極的に協力する。

④ 暴力団等の排除

事業者等は、事務事業から暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力からの不当要求には応じない。

⑤ 外国人の不法就労の防止

事業者等は、外国人を雇用しようとする際、在留カード、旅券等を確認するなど、適法な就労を確保するために必要な措置を執るとともに、就労者に対して日本の法制度、習慣等について指導する。

(3) その他

① P D C A体制の整備等

毎年、地域経済牽引事業促進協議会を開催する等により、基本計画の進捗状況をフォローアップする等のP D C Aサイクルを実施し、必要に応じて、柔軟に基本計画の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

現時点では該当なし。今後、記載の必要が生じた場合は、本計画を変更し、定めることとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

上記(1)と同じ。

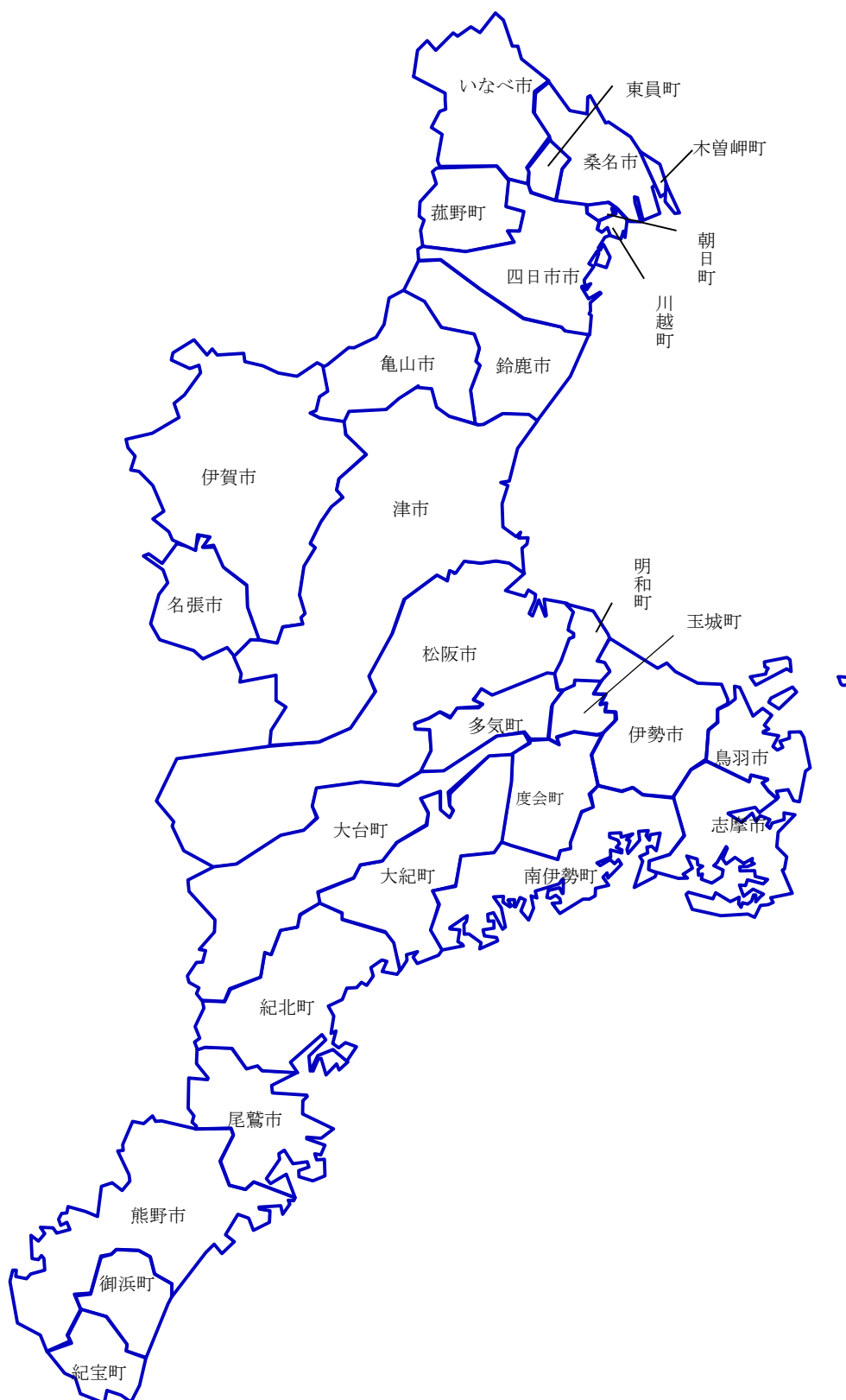
(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

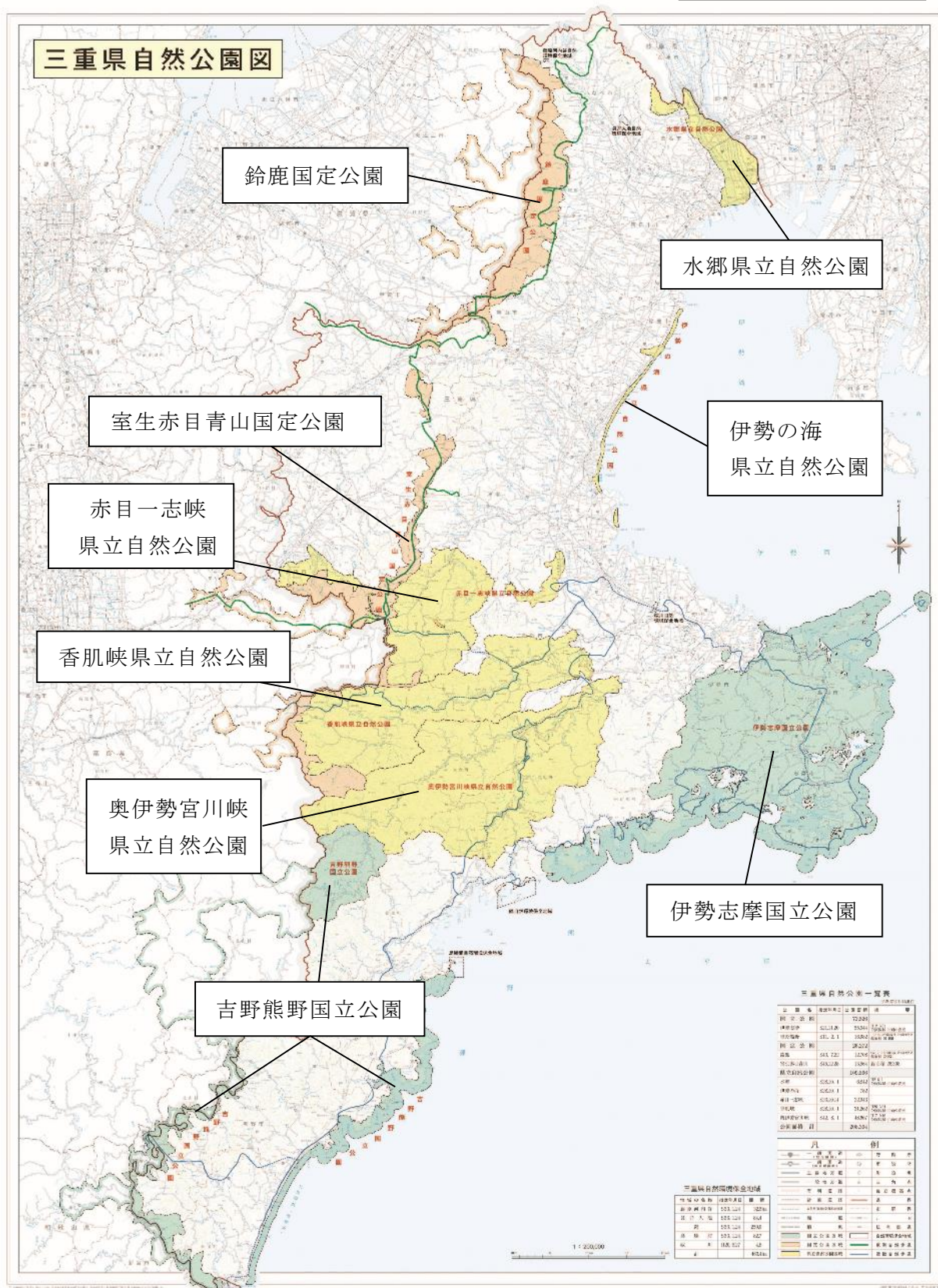
上記（１）と同じ。

１０ 計画期間

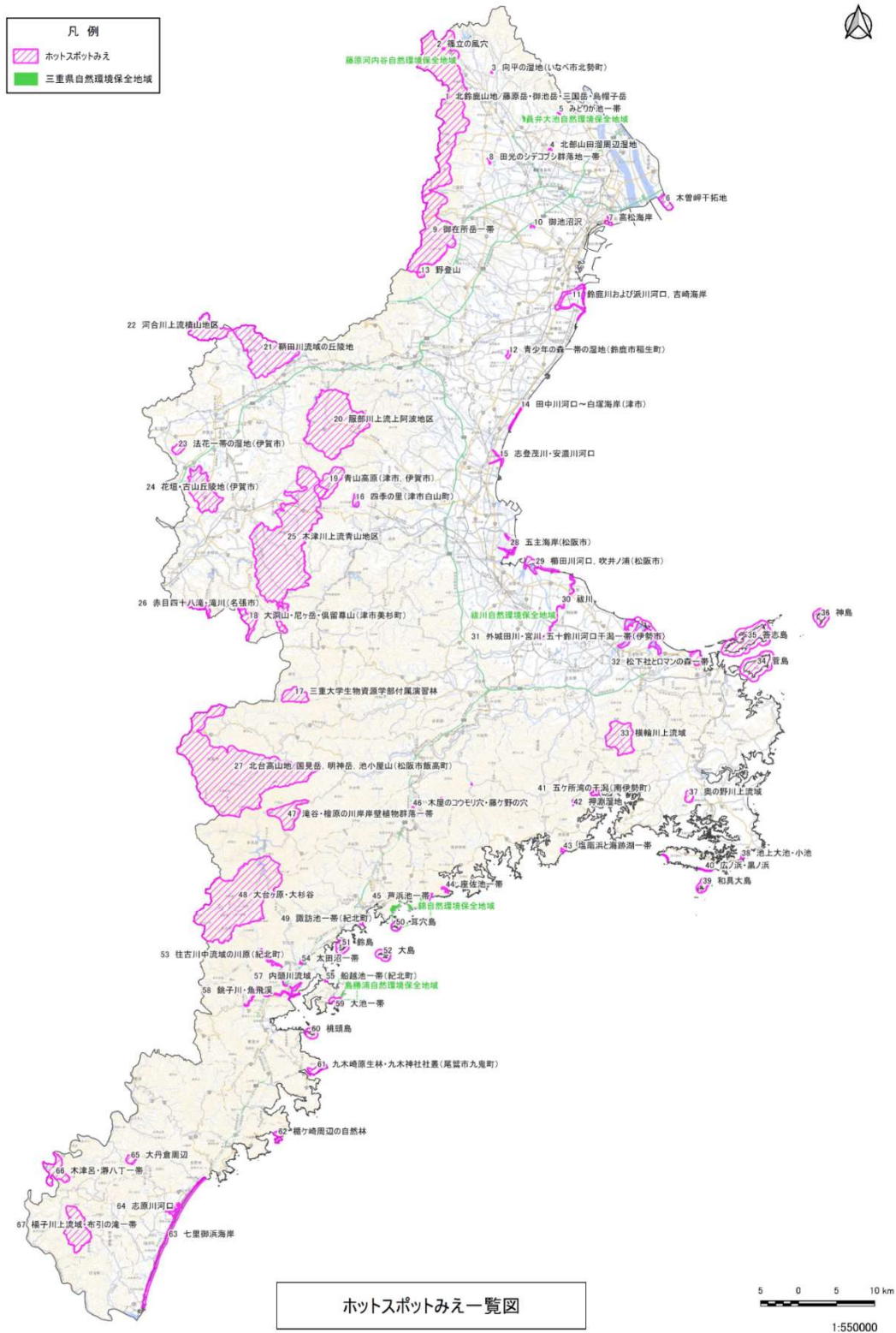
本計画の計画期間は、国による計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。

なお、三重県基本計画に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。





三重県希少野生動植物主要生息生育地
(ホットスポットみえ)



(別表 1)

(3) 工場立地特例対象区域の設定(令和5年9月末現在における地番により表示)

重点 促進 区域	市町名	町・大字	字・丁目	番地
①	松阪市	西野町	字岩穴	2681、2681-1、2682、2683、2683-1、2684、2685、 2686、2687、2688、2688-1、2688-2、2689、2689-1、 2690、2691、2692、2693、2694、2695、2696、2697、 2697-1、2698、2699、2700、2701
②	桑名市	多度町 御衣野	字大杉	1111-1、1111-2
			字奥ノ谷	1453-2、1453-3、1453-4、1453-5、1453-6、1453-8、 1453-9、1453-10、1453-11、1453-12、1454-1、1454-2、 1454-3、1454-6、1456-14、1454-19、1454-20、 1454-21、1453-25
			字金ヶ谷	3639-2、3639-3、3639-4、3640、3640-1、3641、3642、 3642-1、3643-1、3643-2、3644、3644-1、3645、3645-1、 3646-1、3647、3639-1、3646-2、3646-3、3646-4、 3647-1、3648、3648-1、3649-1、3649-2、3649-3、 3650、3650-1、3651、3652-1、3652-2、3652-3、3652-4、 3653-1、3653-2、3654-2、3654-5、3654-6、3654-7、 3655、3655-1、3655-2、3656-1、3656-2、3656-4、 3656-5、3656-6、3656-7、3657-1、3657-2、3657-3、 3657-4、3657-5、3657-6、3658-7、3658-5
			字東山	3628、3628-1、3629-1、3625-1、3626、3626-1、3627-2、 3627-3、3629、3630、3630-1、3630-2、3637
			字山辺浦	422
③	桑名市	多度町 御衣野	字奥ノ谷	1456-4、1456-6、1456-2、1456-8
			字堺谷	3605-1、3605-3、3605-4、3605-5、3605-6、3605-7
		多度町 下野代	字堅川原	3537-55
			字谷	3503-13、3503-14、3503-15
④	桑名市	多度町 御衣野	字青ヶ谷	1706、1707、1708-2、1708-3、1708-5、1708-7、1708-8、 1708-9、1708-10、1708-12、1708-13、1708-14、 1708-17、1708-18、1708-19、1708-20、1709、1709-1、 1709-2、1709-3、1709-4、1709-5、1710、1710-1、 1711、1711-1、1712、1713-1、1713-2、1714、1715、 1721-2、1721-3、1721-4、1721-5、1645、1646、1648、 1649、1650-1、1650-5、1650-10、1650-11、1650-12、 1651、1652、1655、1656-1、1656-2、1662-1、1662-2、 1662-3、1663、1663-2、1663-3、1664、1666、1671、 1672、1672-1、1674-1、1674-2、1682、1685-1、1686、

				1687、1687-1、1692、1694、1698、1701-1、1701-2、1701-3、1702、1702-1、1702-2、1702-3、1702-4、1702-6、1703、1704、1705-1、1705-2、1706-2、1715-1、1715-2、1715-3、1716-1、1716-2、1717、1721、1721-1、1731、1733、1733-1、1735、1738、1748、1748-1、1749、1749-1、1750、1753、1753-1、1754、1754-1、1755、1765、1765-1、1765-2、1770、1771-1、1771-2、1771-3、1774、1775、1781、1789、1790、1790-2、1790-4、1790-5、1791、1796-1、1799、1800、1801-1、1802、1804
			字亥ノ谷	1919-1、1919-2、1940、1941、1942、1943、1944、1945、1946-1、1947-1、1948、1949、1950-1、1951-1、1952-1、1942-1、1945-1、1806、1808-1、1809-1、1815、1825、1826、1827、1829、1832、1871-2、1875-3、1879-2、1890、1891、1892、1893、1894、1897、1897-1、1898、1900-1、1900-4、1900-5、1900-6、1900-9、1900-12、1900-14、1900-15、1910、1911、1911-1、1911-3、1914、1918、1919、1919-2、1919-3、1919-4、1919-5、1919-8、1919-10、1919-11、1919-13、1919-14、1919-16、1920、1925、1925-1、1940、1971、1972、1972-2、1972-5、1972-9、1972-10、1972-12、2000
			字田代	1471-1、1471-2、1471-3、1471-4、1471-5、1471-6、1472-1、1473、1474、1474-1、1474-2 1474-3、1474-4、1474-5、1474-6、1474-7、1474-8、1474-9、1474-10、1474-11、1474-12、1474-13、1474-14、1474-15、1474-16、1474-17、1474-18、1474-19、1474-20、1474-21、1476-1、1476-2、1477-1、1478、1479、1480、1481、1482、1483、1484-1、1485、1486、1487、1488、1489、1490、1491、1492、1492-1、1492-2、1492-3、1492-4、1493、1494、1495、1496、1498、1499、1499-1、1499-2、1500、1510-1、1510-2、1510-3、1510-4、1510-5、1510-6、1510-8、1510-9、1510-10、1510-11、1510-14、1510-15、1511-1、1472-1、1472-2、1472-12、1486-1、1498-1
			字天ノ子	18、206、424
			字中尾	3414、3416、3416-1、3417、3417-1、3419、3419-1
			字袋谷	3579
			字山ノ奥	1511-2、1511-5、1512-1、1512-2、1512-3、1513、1514、1514-1、1514-2、1514-3、1514-4、1515、1516、1527、1528、1528-1、1528-2、1529、1530、1531、

				1532、1533、1534、1535、1535-1、1536、1536-1、1537、1537-1、1539、1539-1、1539-2、1539-3、1540、1541、1541-1、1541-2、1541-3、1541-4、1541-5、1541-6、1541-7、1541-8、1541-9、1541-10、1541-11、1542、1542-1、1543、1544、1551、1551-1、1558、1559、1560、1561-1、1561-2、1561-3、1561-4、1561-5、1561-6、1562、1531-2、1531-3、1538、1538-4、1538-9、1550、1552、1553、1554、1555、1556、1557
			字六反丸	1565、1566、1567、1568、1569-1、1569-3、1569-4、1569-5、1569-28、1565-7、1565-8、1565-9、1565-10、1569、1569-26、1575-22、1578、1579-2、1563、1569-2、1569-6、1569-7、1569-8、1569-27、1569-29、1569-30、1569-31、1569-32、1569-33、1569-49、1569-53、1570、1575、1578、1582
⑤	桑名市	多度町 下野代	字堅川原	3537、3538、3538-8、3546-11
			字溜	1、2、3、4、5、6、7、8、8-1、10、14、18-1、20-3、21-3、22-3、23-3、24-3、26-3、27-1、28-3、29-3、29-4、30-3
			字谷	3503-1、3503-2、3504、3505、3506、3507、3508、3511-1、3525-21、3526-1、3526-3、3526-4、3527、3529-6、3530、3530-1、3531、3533、3534、3535、3536-29、3566-1、3566-2、3566-3、3566-4、3566-5、3567-1、3569、3570-1、3571-1、3616、3703-1
		多度町 御衣野	字奥ノ谷	1454-8
			字堺谷	3601-1、3601-3、3601-4、3602-2、3602-3、3602-4、3602-5、3602-6、3602-7、3602-8、3603-1、3603-2、3603-3、3603-4、3603-5、3603-6、3604-1、3604-2、3604-3、3604-4、3604-5、3605-2、3606、3606-1
			字天ノ子	4417
⑥	桑名市	多度町 猪飼	字沢地	1889、1912、1913、1914、1915、1916、1917-1、1917-2、1917-3、1918、1919、1920、1921、1922、1923、1924
		多度町 北猪飼	字沢地	2533-1、2534-2
		多度町 力尾	字阿越	275、276、277、278-1、278-2、279、280-1、280-2、281、282、283、283-1、284、285-1、285-2、287、288、289、290-1、290-2、291、292、293-1、293-2、293-3、293-4、295、296、297、298、299、300、301、302-1、302-2、303、304、304-1、304-2、304-3、304-4、304-5、304-6、304-7、304-8、304-9、304-10、304-11、304-12、304-13、304-14、304-15、304-16、304-17、304-18、304-19、304-20、304-21、304-22、

				304-23、305、306、307、308、309、310、311、312、313、314、315、316、316-1、317、318、319、320-1、321、322、323、324、326、327、328、329、330、331、333-1、333-2、335、336、337、338
			字石塚	69、70、71-1、71-2、71-3、72-1、72-3、72-4、73-1、80、80-1、81-1、82、83、84、85、86、87、88、89-1、89-2、89-3、89-4、89-5、89-6、89-7、89-8、89-9、89-10、89-11、89-12、89-13、90、90-1、91、91-1、91-2、91-3、91-4、91-5、91-6、91-7、91-8、91-9、91-10、91-11、91-12、91-13、91-14、91-15、91-16、91-17、91-18、91-19、92、93、94-1、94-2、95、96、97、98-1、98-2、99、100-1、100-2、101、101-1、101-2、101-3、101-5、102、103-1、103-3、104-1、105-1、106-1、107、133-1、134、134-2、135-1、136、137、138、139、140、140-1、141、141-1、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151-1、151-3、151-4、152、153
			字沢地	9-1、9-2、9-3、9-4、9-5、9-6、9-7、9-8、9-9、9-10、9-11、9-12、9-13、9-14、9-15、9-16、9-17、9-18、9-19、9-20、9-21、9-22、9-23、9-24、9-25、9-26、9-27、9-28、9-29、9-30、9-31、9-32、9-33、9-34、9-35、9-36、9-37、9-38、9-39、9-40、9-41、9-42、9-43、9-44、9-45、9-46、9-47、9-48、9-49、9-50、9-51、9-53、9-54、9-55、9-56、9-58、9-59、9-60、9-61、9-62、9-63、9-64、9-65、9-66、9-67、9-68、9-69、9-70、9-71、9-72、9-73、9-74、9-75、9-76、9-81、9-82、10、10-1、10-2、10-3、11-1、11-2、36-1、36-3、37-1、37-2、38、39、40、41、42、43、43-1、44、45、46、47、48、48-1、49、49-1、50-1、51-1、52-1、53、54、55-1、62-1、63-1、63-3、63-4、64、65-1、67-1、68、68-1、68-2
			字南谷	1193-2、1200-1、1201、1202、1203、1204、1205、1206、1207、1208、1209、1210-1、1210-2、1210-3、1210-4、1210-5、1210-6、1210-7、1210-8、1210-9、1210-10、1222、1223、1224、1225、1226
			字堀切	155-1、155-3、178-1、178-2、181-1、182、183、183-1、184、184-1、185、186、187、188、189、190、191、192、193、193-1、193-2、194、195、196、197、198、199、200、237-1、238、239、240、241-2、242、242-2、242-3、242-6、244-2
⑦	設定なし			

⑧	桑名市	多度町 御衣野	字奥ノ谷	1456-3、1456-10、1458-1、1458-2、1458-4、1458-5、 1458-6、1458-7、1460、1460-1、1461、1461-1、1462、 1463-1、1463-2、1464、1465、1465-1、1465-2、1465-3、 1465-4、1466、1466-1、1467-1、1467-2、1468
			字堺谷	3600、3600-1、3601-5、3601-11、3607-1、3607-2、 3607-3、3608-1、3608-2、3608-3、3609、3609-1、 3609-2、3610-1、3610-2、3610-3、3611、3611-1、 3612、3612-1、3612-2、3613-1、3613-2、3613-3、 3613-4、3614-1、3614-2、3614-3、3615-1、3615-2、 3615-3、3615-4、3615-5、3615-6、3615-7、3615-8、 3616-1、3616-2、3616-3、3616-4、3616-5、3617-1、 3617-2、3617-3、3618、3618-1、3618-2、3618-4、 3618-5、3618-7、3619、3619-1、3619-2、3620、3620-1、 3621-1、3622、3622-1、3623、3623-1、3623-3
			字田代	1475
⑨	桑名市	多度町 御衣野	字山神堂	3294-2、3295-3、3303、3304、3305、3305-1、3306、 3307、3308、3308-1、3308-2、3308-3
			字新明谷	3324、3334-1、3334-2、3334-3、3334-4、3334-6、 3334-7、3334-12、3334-13、3334-14、3334-15、 3334-17、3334-18、3334-24、3334-26、3335、3336、 3345、3345-1、3345-2、3345-3、3346、3346-1、3348、 3348-1、3348-2、3348-3、3349、3349-1、3350、3350-1、 3351、3352、3353、3353-1、3354、3363、3364、3367、 3367-1、3367-2、3367-3、3367-4、3367-5、3367-6、 3367-7、3367-8、3324-1
			字神明谷	1189、1191、1192、1209-1、1210、1211、1212、1213、 1214、1215、1216、1217、1218、1219、1220、1221、 1222、1223、1225、1226、1227、1228、1229、1230、 1231、1232、1233、1206-3、1234、1235、1236、1237
			字中尾	3403、3403-1、3404、3404-1、3405-2、3405-3、3413、 3413-1
		多度町 猪飼	字沢地	1871、1872、1873、1874、1875、1876、1877、1878 1879、1880、1882-1、1882-3、1883-1、1883-2、1884-1、 1884-2、1885-1、1885-3、1886-1、1886-3、1886-4、 1886-5
		多度町 北猪飼	字沢地	2514-1、2515、2516、2517、2518、2519、2520、2525 2526
		多度町 力尾	字八反田	358、359、360、361、362、363、364、365、366、 367、368、369、371、372、373、374-1、374-2、375、 377-1、377-2、377-3、378、379、380、381-1、381-2、 382、383、384、385、385-1、386、387、388、389、

				390、391、392、392-1、392-2、392-3、392-4、392-5、392-6、392-7、392-8、392-9、393-1、394、395、396、397、398、399、400-1、400-2、401、402、403、404、405、406、407、408、412-1、413、414、416-1、416-2、417、418-1、419-1、415
⑩	桑名市	多度町 御衣野	字三色谷	3454-1、3455、3455-1、3456、3456-1、3457、3457-1、3462、3463、3463-1、3464、3464-1、3465、3465-1、3466、3466-1、3467、3467-1、3468-1、3469、3469-1、4253、4257、4258、4263、4266、4271、4276、4277、4373、4383、4385-1、4393-1
			字山ノ奥	1522
			字大谷	3425-1、3426、3426-1、3427、3427-1、3428、3428-1、3429、3429-1、3430、3430-1、3431、3431-1、3432、3432-1、3433、3433-1、3434-1、3434-2、3434-3、3435、3435-1、3436、3436-1、3437、3437-1、3438、3438-1、3439、3439-1、3440、3440-1、3441-1、3441-2、3441-4、3441-5
			字天ノ子	4123、4128-1、4129-1、4130、4131、4140、4141、4142、4143-1、4144-1、4150、4163、4164、4165-1、4429、4430、4431、4432